

第II部 令和5年度に講じた施策

第1章 持続可能な形での観光立国の復活

第1節 持続可能な観光地域づくり

1 観光地・観光産業の再生・高付加価値化と担い手の確保

- ① 「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」において、2023年度に計170地域の採択を行い、観光地の面的な再生・高付加価値化を支援した。また、観光デジタルトランスフォーメーション（DX¹）の推進に向けて、旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上・観光地経営の高度化につながる7つの先進モデル（実証事業）の構築、普及に向けた情報発信、顧客予約管理システム（PMS²）等で扱うデータ仕様の標準化に取り組んだ。
- ② 観光地域づくり等を担う観光人材に求められる知識・技能等を効果的に修得するための教育プログラムの開発支援等を実施した。

2 観光地域づくり法人（DMO）の体制強化

地域での観光地マネジメントの確立に向けて、「持続可能な観光推進モデル事業」により、持続可能な観光地経営の検討会議や地域住民・観光関係事業者向けのシンポジウム開催等、10地域のマネジメント体制構築を支援した。また、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」による延べ55人の外部専門人材の登用、観光地経営のためのスキルアップセミナーや実地研修を通じた人材確保・育成を支援するとともに、観光地域づくり法人（DMO³）が行う安定的な財源の確保のための計画策定を支援した。さらに、観光地経営に関する基礎知識や観光地経営戦略策定等の具体的手法に対するDMOの理解促進を目的として、「観光地域づくり法人（DMO）による観光地経営ガイドブック」を作成し、全国のDMOに展開した。

3 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進

- ① 「観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）」に基づき、地方公共団体やDMO等に対し取組の促進や支援を行うことにより、2025年までに持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数を全国100地域とすることとしており、2023年12月末時点で31地域となった。
- ② 「サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりモデル事業」により、観光利用と地域資源の保全を両立するため、コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込むなどにより、地域の自然・文化・歴史・産業等の保全につなげる好循環の仕組みづくりを支援した。また、「持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業」により、マナー啓発のためのコンテンツ制作と設備整備、パークアンドライド駐車場の整備、混雑状況の可視化に資するシステムの整備等について支援した。さらに、国内外の観光需要が回復し多くの観光地が賑わいを取り戻している一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や旅行者の満足度の低下への懸念が生じていることを受けて、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ（令和5年10月18日観光立国推進閣僚会議決定）」をとりまとめた。加えて、2024年3月にオーバーツーリズム対策の先駆モデル地域を全国で20地域選定した。

4 旅行者の安全の確保等

- ① 優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、景観行政に取り組む団体（景観行政団体）数及び景観計画の策定団体数の増加促進に取り組んだ。また、「エコツーリズム地域活性化支援事業」により、2024年1月までにエコツーリズム推進全体構想の認定地域は26地域となった。
- ② 訪日外国人旅行者の安全確保のための取組については、緊急地震速報等を多言語で提供するアプリ「Safety tips」の普及促進のほか、日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトやSNSを通じて訪日外国人旅行者向けに緊急時の対応に係る情報を多言語で発信するとともに、24時間365日多言語対応が可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターを運営し、問い合わせへの対応を行った。また、観光施設等

¹ デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念のこと。

² Property Management System の略。ホテル管理システムのこと。

³ Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

における危機管理対応能力強化等の訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境整備を支援した。さらに、令和6年能登半島地震を受けて、二次避難先の確保に向け、北陸4県や隣接する岐阜県、滋賀県、長野県、三大都市圏の宿泊施設情報を集約し、石川県へ提供するといった支援を行った。加えて、2024年1月25日にとりまとめられた「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」に基づき、被災地の風評被害を防止し観光復興を図るため、観光庁やJNTOのウェブサイト等で正確な情報を発信するとともに、被災地の復旧状況を踏まえつつ、北陸新幹線金沢～敦賀間開業の機会も捉え、北陸地域の誘客に資する訪日プロモーションを集中的に実施した。また、今般の令和6年能登半島地震による風評被害を早期に払拭するため、キャンセルにより失われた旅行需要を新たに喚起することを目的に、北陸4県において、国内旅行者や訪日外国人旅行者を対象に旅行代金の割引を支援する「北陸応援割」を実施し、観光需要を喚起した。

第2節 インバウンド回復

1 インバウンドの回復に向けた集中的取組

インバウンドの本格的な回復を図るため、地方公共団体や民間企業等のこれまでにない特別な観光コンテンツ造成を支援する「観光再始動事業」⁴にて、国保有施設の夜間特別開園等、全国で385件を採択した。また、米国等の海外5市場で訪日観光促進のイベントを開催し、全国各地での取組について情報発信を行った。さらに、「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」においても、2023年度に公募を開始し、一次公募にて全国で113件の特別な体験コンテンツ・イベント等の創出等を支援する事業を採択した。

2 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

- ① 自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムの世界最大の商談会・イベントであるアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)が、2023年9月に北海道札幌市で開催され、世界64の国と地域からバイヤーやメディア等、773人が参加した。
- ② アート・文化芸術コンテンツの整備支援については、2023年11月に開催したアートウィーク東京2023では、新たな取組として、展示作品の購入が可能な「買える展覧会」を実施し、世界最高峰のアートフェアであるアートバーゼル⁵の日本における活動を定着させた。また、メディア芸術分野においては産学館(官)が連携し、作品及び資料の収集・保存・活用に向け、横断的なネットワークの構築によってノウハウの共有等を推進した。
- ③ 地域の食材を活用したコンテンツ造成については、専門家の助言の下地産地消のためのメニュー・食体験等のコンテンツ造成の支援及び宿泊業における食の提供に係る現状・課題を分析し、モデル実証を3地域で実施するとともに、食を強みとして滞在価値を高め、付加価値向上を実現する取組を行う宿泊施設の事例調査を行い、得られた実証結果と調査結果をとりまとめ、2024年3月にウェブサイトに掲載し、共有した。また、地域の郷土料理や伝統文化等の魅力によりインバウンド誘致を図る農泊地域等を「農泊 食文化海外発信地域(SAVOR JAPAN⁵)」として認定しており、認定地域における食体験コンテンツの磨き上げ等を支援した。
- ④ 皇居三の丸尚蔵館については、2023年10月1日付で宮内庁から独立行政法人国立文化財機構に管理・運営を移管、名称を「皇居三の丸尚蔵館」とした上で、同年11月3日に開館した。
- ⑤ 訪日外国人旅行者の消費額増加を図るため、消費税免税店の拡大を促進し、全国の消費税免税店数は2023年9月末時点で56,577店となり、過去最大となった。
- ⑥ 新宿御苑の旧大木戸御殿復元整備は、遺構発掘調査を継続している。

3 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

- ① 2023年度「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」において、全

⁴ インバウンドの本格的な回復を図るため、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等が実施する、特別な体験コンテンツ・イベント等の創出等を支援する事業。

⁵ 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する農泊地域等を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

国で1,406件の事業を採択し、地域に根差した観光資源を活用したコンテンツの造成・磨き上げを支援した。また、国立公園の魅力向上に向けて、2023年6月に、「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の魅力向上検討会」において、宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の魅力向上に関する取組方針をとりまとめた。同方針を踏まえ、同年8月に先端モデル事業の対象とする4つの国立公園を選定し、各公園において基本構想の検討を進めている。2024年3月には、集中的に取り組む利用拠点の第一弾として十和田八幡平国立公園の休屋・休平地区を選定した。

- ② 「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」により、14地域に対し、DMO等を中心に地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた、スキー場のインフラ整備やアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備等を支援した。
- ③ 歴史的資源を活用した観光まちづくりについては、歴史的資源を活用した宿泊施設等の環境整備や滞在拠点の高付加価値化、施設改修等への補助、歴史的資源を活用した観光まちづくりの更なる推進のための計画策定等に対し伴走支援した。
- ④ 文化観光拠点の整備については、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」（文化観光推進法）に基づき、2023年9月に新たに6件の計画を認定するとともに、認定計画に基づく事業の補助を実施した。また、日本遺産⁶については、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための支援の充実等、日本遺産を活用した継続的な取組を推進した。
- ⑤ スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じて、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため、高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援するほか、インバウンドの回復を踏まえたスポーツツーリズム・ムーブメント創出を積極的に推進しており、武道等6件のモデル事業を実施した。
- ⑥ 農泊については、これからの農泊推進の方向性について検討するため、有識者から構成される「農泊推進のあり方検討会」で議論が重ねられ、2023年6月に「農泊推進実行計画」が策定された。また、2023年度における国の支援として、新たに農泊に取り組む35地域に対し、地域における推進体制の構築、コンテンツ開発、古民家等を活用した滞在施設の整備・改修等を一体的に支援するとともに、商談会やモニターツアー等、戦略的なプロモーション活動の実施による需要喚起を行った。
- ⑦ サイクルツーリズムについては、訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携した走行環境・受入環境整備、情報発信等を支援した。

4 高付加価値旅行者の誘致促進と MICE・IR 整備の推進

- ① 消費額の増加、地方への誘客をより重視するという観点から、訪日旅行における消費単価が高い高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するため、2023年3月に選定した全国11地域のモデル観光地に対して、事業推進体制の構築、マスタープランの策定、ハイエンドコンテンツの造成、人材育成等の取組について総合的に支援した。また、JNTOは、2023年4月に高付加価値旅行を推進する専門部署を立ち上げたほか、同年6月に新たに策定した「訪日マーケティング戦略」に基づき、高付加価値旅行市場に対する海外セールス・情報発信の強化等、きめ細かなプロモーションを実施した。
- ② MICE 誘致・開催支援については、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン（令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）」において、関係省庁が推進すべき MICE 関連施策が多く盛り込まれた。また、5都市を対象としたコンベンションビューロー⁷の誘致力強化のための研修等や、ユニークベニュー⁸の活用等による MICE 開催地としての魅力向上を目的とした実証事業（47件）等を実施した。さらに、IR 整備については、「特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）」に基づき、2023年4月に大阪の区域整備計画の認定を行い、同年9月には実施協定を認可した。

⁶ 地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化・観光振興を図るもの。

⁷ 国際会議をはじめとした MICE の誘致を支援する組織のこと。

⁸ 「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」において、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

5 インバウンド受入環境の整備

- ① インバウンドの受入環境整備を一層推進するため、空港業務の省力化・自動化や業務効率化等に資する取組に対する補助や、世界最高水準の空港旅客サービスの実現に向け、自動チェックイン機・自動手荷物預入機・スマートレーン⁹等の先端機器の導入や複数航空会社間でのチェックインカウンターを共有化するシステム（CUTE¹⁰システム）の導入を推進した。また、空港の機能強化の取組として、成田国際空港のB滑走路延伸及びC滑走路新設等の準備工事等の取組を進めるとともに、空港の機能拡充として、東京国際空港（羽田空港）へのアクセス利便性向上を図るための各路線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備等の取組を進めた。
- ② クルーズについては、訪日クルーズ本格回復に向けて、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進めるとともに、ハード・ソフト両面からのクルーズ船の受入環境整備や、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させることを目的としたツアー造成等を支援した。
- ③ 訪日外国人旅行者のニーズが特に高い、公共交通機関や観光地での多言語対応やキャッシュレス決済等の導入に対し支援した。
- ④ 国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）のための新たな在留制度を2024年3月に創設した。また、入国手続での関係機関の連携強化、最先端技術を活用した機器の導入等を着実に進めた。
- ⑤ 訪日外国人旅行者の快適な旅行環境を整備するため、AIチャットボット等の先進機能の整備等により、観光案内所の情報発信機能を強化するなど受入環境の面的整備を支援した。

第3節 国内交流拡大

1 国内旅行需要の喚起

全国を対象とした観光需要喚起策として「全国旅行支援」を、2022年10月から2023年12月まで実施した。同支援による需要喚起の効果もあり、国内延べ宿泊者数が新型コロナウイルス感染症流行前と比較して同水準程度となるなど、全国的に旅行需要が回復した。また、平日旅行需要喚起キャンペーンの実施等による国内旅行需要の平準化については、平日旅行の促進を目的として、2022年10月より継続的に、観光関連事業者と連携して「平日にもう一泊」キャンペーンを実施し、2023年には情報発信の更なる充実を図った。

2 新たな交流市場の開拓

- ① ワークেশョン、ブレジャー¹¹等の普及・定着を進めるため、モデル実証事業を10件、セミナー・経営層向け体験会を計11回、テレワーク・ワークেশョン官民推進協議会と連携した情報発信を、2023年6月から2024年3月にかけて実施した。また、第2のふるさとづくり等の定着に向け、反復継続した来訪促進のためのモデル実証事業（18件）、ネットワーク会員を対象としたイベント（年3回）や、SNSを活用した情報発信を実施した。
- ② 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の研修動画の作成・公表を行うとともに、認定施設に対し、モニターツアーを実施し、情報発信を行った。また、旅行会社が商品造成時に観光施設に求めるバリアフリー情報の検証を実施するとともに、障害の種別等に応じた旅行商品造成に資するノウハウ集を作成した。さらに、公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化を着実に推進した。

⁹ 自動で手荷物の仕分けや搬送が可能なレーンのこと。

¹⁰ Common Use Terminal Equipment の略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システムのこと。

¹¹ Business（ビジネス）と Leisure（レジャー）を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

第2章 観光立国の実現に向けた観光施策

第1節 持続可能な観光地域づくり戦略

1 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

- ① 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、地方公共団体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援するため、2023年12月までに170地域を採択し、支援した。
- ② 財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、PMS等のITシステムの活用等による宿泊業の生産性・収益力の向上や従業員の待遇改善等、高付加価値化に向けた経営を行うための指針を示すガイドラインに係る登録制度に基づく登録事業者を補助事業等で積極的に支援し、2024年3月31日時点で1,556件の登録がなされており、宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、「持続可能な稼げる産業」への変革を促した。
- ③ 観光産業の生産性向上等を図るため、地域内の事業者間連携による宿泊業の付加価値向上及び地域全体の滞在価値向上を検証し、その結果を2024年3月にウェブサイトに掲載し、共有した。また、デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」の運用を通じて、デジタル化による事業環境変化に伴う経営課題の解決を目指す中小企業・小規模事業者と、同事業者の取組を支援する各種機関の双方へ支援した。

2 観光DXの推進

- ① 観光DXの推進により、旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上等を図り、稼げる地域を創出すべく、DMO等におけるシームレスな情報発信・予約・決済が可能な地域サイトの構築、その時・その場所・その人に適した情報のレコメンド等に関する実証実験（7件）の実施、PMS等で扱うデータ仕様の標準化に取り組んだ。また、2024年2月に「観光DX推進のあり方に関する検討会」を開催し、KPIのフォローアップを行った。
- ② DMOが中心となり、地域が一体となって行うデータマネジメントプラットフォーム（DMP）等を活用した分析や戦略策定の実証実験を4件実施した。また、ウェブサイトを活用した情報発信や旅行商品のOTA¹²への掲載による流通環境の整備の取組の実証実験を17件実施した。さらに、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」により、観光デジタル人材を含む延べ55人の外部専門人材の登用の支援やOJTによる人材育成の支援等、ITに加えマーケティング等のスキルを有する人材の登用・育成を支援した。
- ③ 地域が抱える様々な課題（防災、防犯・見守り、観光対策等）をデジタル技術やデータの活用によって解決するスマートシティを推進するため、「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」により、地方公共団体等の都市OS（データ連携基盤¹³）及びサービス実装を支援した（2023年度8事業）。また、セミナーや講演を通じた情報共有により地方公共団体への共有を促した。

3 観光産業の革新

（1）多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成

持続可能な観光に係る旅行商品のアワードの開催及び研修等の実施等により、高付加価値な旅行商品・サービスを造成し、旅行業におけるビジネスモデルの転換を促すとともに、地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品の造成を促進した。

（2）観光産業の再生支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光関連事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による「登録DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施した。また、登録DMOと連携し、民間事業化支援を促進した。さらに、商工組合中央金庫は、全国の旅館組合に対して、プッシュ型で一層寄り添っ

¹² Online Travel Agent の略。インターネット上で取引を行う旅行会社。

¹³ 都市に関わる様々なデータについて、センサー等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持ったプラットフォームのこと。

た支援を進め、地域経済の面的活性化に努めた。

(3) 宿泊施設の整備促進

- ① 国際競争力強化に資する施設に対して、一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援制度の活用を推進した。
- ② 旅館、ホテル等宿泊施設における訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上に関する取組に対し、「宿泊施設インバウンド対応支援事業」を通じて支援した。
- ③ 2023年度においては、まちの活力や利便性の向上等を目指す地方都市を中心に、民間事業者による古民家・空き店舗を活用した観光関連施設等の整備に対し、「まちづくりファンド支援事業」3件、「共同型都市再構築事業」3件の金融支援を行った。

(4) 官民ファンドによる事業再生支援等の強化

- ① 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の支援体制の強化、同機構による地域金融機関の事業再生人材の育成（地域金融機関による事業再生支援に資する手引きの作成や、地域金融機関の役職員を対象とした実践力を身に付けるための研修等）、ファンド出資を通じた事業再生の担い手の拡充等を図り、温泉街等の観光地の再生・活性化や宿泊業等における事業再生支援等を推進した。また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくり等に関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、観光地の再生・活性化を推進した。
- ② 地域金融機関との深度ある対話や金融機関に対する要請等を通じて、金融機関による地域企業の真の経営課題の解決に資する方策の策定・実行に必要なアドバイスや資金使途に応じたファイナンスの提供等を促した。

(5) スタートアップ・ベンチャー企業のサービスの利活用促進

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、滞在時間の延長を促進するための賑わい拠点となる屋外広場の整備、環境に配慮しながら点在する観光スポットへの周遊を促進するための多様な移動手段の整備、観光施設等における多言語対応や無料 Wi-Fi の整備等を支援した。また、ベンチャー企業の有する AI・ICT 等のノウハウを活用し地域課題を解決する実証事業を 15 件実施するとともに、ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナーを開催することで、次世代の観光の担い手の育成を図った。

(6) 海外の有望な観光関連企業の誘致

日本貿易振興機構（JETRO）において、海外の及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業並びに関連ソリューションを有するデジタル等企業の誘致、協業・連携促進活動を実施した。また、地域への進出に関心を有する場合は、外国・外資系企業との協業・連携に意欲のある地方公共団体、アカデミア、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等の関係者と連携し、誘致活動を実施した。

4 観光人材の育成・確保

(1) 観光地域及び観光産業の担い手の確保

- ① 2023年3月に、持続可能な観光地域づくり等を担う観光人材の育成のためのガイドラインを作成し、2023年度は6機関を採択、本ガイドラインで明示した知識・技能等を効果的に修得するための教育プログラムを開発した。また、宿泊業における外国人材の活用を推進するため、国内外で、我が国宿泊業の魅力を発信するジョブフェアを6回、海外の人材送り出し機関・国内の人材斡旋機関等を対象としたマッチングイベントを14回、特定技能試験を14回実施した。
- ② JNTO は、海外の旅行代理店販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのeラーニングウェブサイトの運営を、米国、フランス、ドイツ、イタリア及びスペインの5か国において実施した。

(2) 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等

高等学校の必修科目「地理総合」について、学習指導要領において「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」としていることを踏まえ、年に2回開催する各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図った。

(3) 通訳ガイドの質・量の充実

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドの育成を図った。また、通訳案内士の担い手確保と質の向上を図るため、語学や観光系の専門学校、大学等における全国通訳案内士による講演活動の実施により、通訳案内士の業務や試験について情報発信を行った。さらに、通訳案内士の就業機会の確保を図るため、通訳案内士と旅行事業者等とのマッチング促進に引き続き取り組んだ。

5 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進

(1) 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成

① DMOの形成・育成のため、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録及び更新登録を計87件行うとともに、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」により、「世界的なDMO」を目指して課題解決を図ろうとする意欲のあるDMO等に対し、課題に対応した取組を支援した。また、2022年度に選定された「先駆的DMO」3法人による「世界的なDMO」を目指した取組に対して「先進的な広域周遊観光促進支援事業」等による戦略的な伴走支援を行った。さらに、2024年1月に「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」を設置し、DMOが観光地域づくりの司令塔としての役割を果たすために、DMOに求められる機能や役割について検討した。

② 「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」により、DMOが行う安定的な財源の確保のための計画策定を支援した。

③ 2024年2月に開催した「DMO全国会議」や複数のDMOが集まる実地研修等の支援を通じて、DMO間の連携を強めるとともに、「先駆的DMO」の取組をはじめとしたDMOが抱える課題やこれに対する取組等を共有した。また、観光地経営に関する基礎知識や観光地経営戦略策定等の具体の手法に対するDMOの理解促進を目的として、「観光地域づくり法人（DMO）による観光地経営ガイドブック」を作成した。

(2) 観光地域づくり法人（DMO）等に対する支援

① 各層のDMO（広域連携DMO・地域連携DMO・地域DMO）における役割分担と連携を促進するために、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、各地方運輸局を通じて、エリアごとに各層のDMOを対象とした意見交換会を10回実施した。また、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、DMOが中心となり、地域が一体となっていく、調査戦略策定等の取組を93件支援した。

② 「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」による外部専門人材の登用を通じて、DMOが行う観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備に係る調整、多言語表記等の受入環境の整備等の取組を34件支援した。また、JNTOのウェブサイト等で地域の観光コンテンツを発信するとともに、地域から募集した観光コンテンツに係る有識者の評価等についてフィードバックする説明会を開催した。さらに、全ての広域連携DMOと連携した情報発信事業に取り組んだほか、広域連携DMOに対しJNTOによる招請事業予定や最新の市場動向等を提供した。

③ 地方公共団体・DMOに対するコンサルティングをオンライン・現地等で実施するとともに、研修会の地域での開催、オンラインセミナー、JNTOウェブサイト「地域インバウンド促進ページ」等を通じて、最新の市場動向や国内のインバウンドの取組等を紹介した。

④ DMOへの情報共有のための「DMOネット」を活用し、全国のDMOに対して、各種研修・セミナー・シンポジウム等の情報提供を実施するとともに、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制

整備事業」において、中核人材の育成に資する研修等の受講を支援した。また、DMO と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材登用の費用を支援した。

- ⑤ 国内外の旅行者の誘客促進に取り組む 80 団体の DMO や地方公共団体に対し、60 人の専門家を延べ 477 日派遣し、観光資源の魅力向上をはじめ、ニーズに対応した助言・指導を実施することにより、国内外の旅行者の地方部への誘客を含む取組を促進した。
- ⑥ 全国 10 の地方ブロックで「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」が開催され、現状の課題等を共有するとともに、地方運輸局・地方整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による受入環境整備等の取組及び成果についてとりまとめ、ウェブサイトを活用して公表し、共有した。

6 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進

- ① 持続可能な観光地マネジメント体制の構築を図るため、「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D¹⁴)」を活用し、持続可能な観光地経営の検討会議や地域住民・観光関係事業者向けのシンポジウムの開催等、10 地域・団体にモデル事業を実施するとともに、地域における JSTS-D に基づく取組を促進するため、JSTS-D の研修動画を作成・公表して研修の機会を拡大した。また、持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備においては、公共交通への乗換えを促進するパークアンドライドに必要な駐車場の整備、観光旅行者のマナー啓発等に必要な備品・施設等の整備、混雑の平準化・解消のためのシステム整備等、7 地域・団体の計画を認定し、持続可能な観光の促進に資する整備を支援した。
- ② 自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全が両立する体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりに取り組む 27 地域でモデル実証を行った。また、2024 年 3 月にサステナブルツーリズムに取り組む地域関係者に向けた事例集を作成・公表した。さらに、サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりと連動した施設改修・整備及び設備導入・物品購入について 11 地域を支援した。
- ③ 移動時の CO₂ 排出抑制を図る取組として、オーバーツーリズムによる環境負荷等の課題を抱えている美瑛町を対象に、新たなゼロカーボンモビリティを活用した環境負荷の少ない観光地アクセスの方策等の調査・検討を行うこととした。このため、2023 年度は基礎調査を行うとともに、検討会を 3 回開催し、実証実験の箇所選定、実施時期、モビリティの仕様、安全対策、移動ルート等について、地元関係者等と意見交換等を行い、実証実験の実施計画案を策定した。

7 良好な景観の形成・保全・活用

(1) 良好な景観の形成

- ① 主要な観光地において景観計画策定が促進されるよう、「景観改善推進事業」の活用及び全国の地方公共団体を対象としたセミナーを都道府県単位で開催した。また、「景観計画策定の手引き」や「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」等の周知・徹底を図った結果、2023 年度は 668 市区町村で景観計画が、95 都市で歴史的風致維持向上計画が策定された。さらに、歴史的風致維持向上計画認定都市 (95 都市) のうち観光庁が指定する特定観光地を対象に、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建造物の外観修景に対して支援し、歴史的なまちなみ全体の質の向上を推進した。
- ② 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、「まちなかウォークアブル推進事業」やウォークアブル推進税制等の支援制度を活用した「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出による良好な景観形成を推進し、102 市町村 (2023 年 12 月末時点) が制度の対象となる滞在快適性等向上区域¹⁵を設定した。

(2) 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信

- ① 国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインの多言語化等の環境整備を行った。また、周辺観光資源と連携し、情報発信等を行った。さらに、首里城の復元については、正殿

¹⁴ Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

¹⁵ 多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。

の本体工事を実施し、復元過程の公開等の取組を推進した。

- ② 「明治 150 年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治確立等の歴史や意義を後世に伝えるため、国と地方公共団体が連携し、神奈川県中郡大磯町にある旧滄浪閣等を明治記念大磯邸園として整備した。また、2025 年度中の整備完了に向け、2023 年度は建物改修等を実施した。
- ③ 2023 年 6 月の全国都市緑化仙台フェア期間中に、登録証交付式及びシンポジウムを開催したほか、2024 年 3 月に新たに 2 つの「庭園間交流連携促進計画（ガーデンツーリズム計画）」を登録した。

（3）優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進

- ① 国有林野にある「レクリエーションの森」のうち、宮崎自然休養林等における案内看板の多言語化、洞爺湖風景林等における歩道整備等の重点的な環境整備に取り組んだほか、閨苺風致探勝林において Wi-Fi を整備し利便性向上にも取り組んだ。また、「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力をわかりやすく伝えるため、野反自然休養林等の見どころ等の動画や写真を、SNS 等を通じて発信した。
- ② 道路管理者と市民団体等が協働して地域活性化や観光振興に寄与する「日本風景街道」と、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組む。また「日本風景街道」の魅力を伝える動画等をウェブサイトや SNS により発信し、ブランド化や認知度向上を図った。
- ③ 2023 年 7 月より「秀逸な道」の起終点を示し 12 区間を巡る楽しみを持たせた現地看板の設置を開始した。同年 8 月にはエスコンフィールド HOKKAIDO、10 月には札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）で、全道各地の魅力ある景観等を有する「秀逸な道」を紹介するパネル展示を行うなどの情報発信を行った。また、魅力ある道路景観を維持・形成するため、道路管理者と地域が協働し沿道の除草、除雪、清掃活動等に取り組んだ。

（4）観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

公募設置管理制度（Park-PFI¹⁶）等の活用促進を通じて、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進した。

（5）駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進

- ① 拠点駅及びその周辺における案内サイン等について、地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者等が連携しながら整備を行う協議会等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進した。また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備に対し支援することで、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を促進した。
- ② 2023 年 12 月に開催した全国駐車場政策担当者会議にて、観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組事例を紹介するとともに、社会資本整備総合交付金等による支援について周知した。
- ③ 地域の魅力や回遊性の向上に資するよう、観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の周知を行い、活用促進を図った。

（6）歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

重要伝統的建造物群保存地区内における建造物の修理・修景、耐震対策、3次元測量等の先端技術活用による防災環境等の整備、防災設備の設置に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、観光まちづくりの一層の促進に努めた。

¹⁶ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公演施設の設置と、同施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

(7) 景観等に配慮した道路整備の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興等のため、2021年5月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、個別補助制度による地方公共団体への支援等により、沖縄県那覇市での世界文化遺産首里城跡を含めた周遊観光ルートของオーバーツーリズム対策や、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に基づく重要伝統的建造物群保存地区等において無電柱化を推進した。

(8) 道路空間の観光振興への有効活用

民間の創意工夫を活用し、地域の賑わいを創出するため、「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の普及を促進した。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の地方道への展開を促進した。

(9) 国立・国定公園の保護と利用の推進

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト」の1つである「みちのく潮風トレイル」について、名取トレイルセンター等を活用した情報発信や、「みちのく潮風トレイル数珠つなぎハイキング」、「みちのく潮風トレイル5周年イベント」等のイベントを年間を通じて行った。また、2023年6月に関係市町村によるみちのく潮風トレイル関係自治体協議会が発足しており、これらを含めた関係地方公共団体や民間団体と連携して、利用環境の更なる充実を図った。

(10) 世界自然遺産地域の適正な保全管理

奄美群島では、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえ、奄美と沖縄で連携して行うプロモーションや両地域間の運賃割引のほか、群島全体への誘客・周遊を促進する事業を支援した。また、小笠原諸島では、父島二見港の岸壁改良等の港湾の整備、自然公園の施設整備・改修等を支援した。

(11) 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

- ① 官民連携による港湾緑地等のリニューアルと賑わい空間を創出するため、2022年12月にみなと緑地PPP¹⁷を創設した。神戸港の新港第2突堤の緑地において、みなと緑地PPPの活用により、年間約300万人の来場を見込む賑わい空間の創出に資する計画を、2024年2月に第1号案件として認定した。また、大阪港の常吉西臨港緑地においてもBBQやオートキャンプ場の整備、イベントの開催を通じて、大阪湾の魅力を経験できる接点を生み出し、賑わい空間の創出に資する計画を、2024年3月に認定した。
- ② 「はまツーリズム（Beach Tourism & Resort）推進プロジェクト」を通じて、「海岸環境整備事業」や公共海岸の占有制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するとともに、海岸の持つ価値をPRすることにより地域の活性化等につなげている地方公共団体の海岸利活用事例をナレッジ集としてとりまとめ、海岸の利活用の推進を図った。

(12) 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

- ① 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域において、漂流ごみ等の回収・処理を実施した。また、宮崎県細島港、香川県高松港、徳島県橘港、広島県厳島港において緑地の整備を行った。
- ② 汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出した。

(13) 河川空間を活用した賑わい創出の推進

「河川敷地占有許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床等の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進した。

(14) 次世代環境対応車の普及促進

観光地域の環境保全と魅力向上のため、環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進した。

¹⁷ 港湾環境整備計画制度。

(15) 社会資本整備等における観光振興への配慮

各地方の「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」において、地方整備局等が地方運輸局と共同で事務局となり会議を開催し、各地域の関係者との連携・調整を行った。

8 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組

(1) エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換等を支援するとともに、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成研修やアドバイザー派遣等により支援した。また、地域が実施するエコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組を支援した。

(2) 地域ブランドの振興

- ① 農林水産省は観光庁と連携しつつ、地理的表示（GI）製品の観光資源のコンテンツとしての活用を推進するため、GI生産者団体、DMO、商工会等の関係者向けのシンポジウムを2023年度に計2回開催し、GIの観光分野での活用について啓発を実施した。
- ② 地域の「顔」として、地域ブランドの発信拠点となる商店街等の面的地域価値を高めていくことで、地域ブランドの振興と持続可能な地域づくりにつなげるため、商店街等が自らの魅力・地域資源等を生かした、新たな滞留・交流空間の整備や消費創出事業等を支援した。2023年度は60件の採択を行い、同事業を通じて商店街等の新たな需要の取り込みと地域内経済循環の向上を後押しした。

(3) 観光の意義についての国民理解の増進

- ① 訪日外国人旅行者等にとって魅力ある持続可能な観光地域づくり及び観光コンテンツ造成を一層推進するための方策等を検討するため、80以上の事業者との意見交換を実施し、観光現場の最前線で顕在・潜在化している可能性や課題、さらには新たな需要を取り込むための兆しを把握した。
- ② 成長早期の段階から、日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めるための観光教育を推進してきた。2023年度は北海道ニセコ町・岩手県釜石市・静岡県島田市の3地域において産官学で連携し、地域一体となった観光教育のモデル事業を実施することで、地域活性化に資する観光教育の充実・普及を促進した。

(4) 地域特性やニーズに応じた民泊サービスの普及促進

- ① 「住宅宿泊事業（民泊サービス）」について、「住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）」で定める営業可能な年間180日を超えて営業をしている違法な届出住宅が仲介されることを防止するため、自動集計システムを継続運用し、違法民泊対策を進めることで、公正な市場の形成を図った。
- ② 国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、2023年11月時点で8地方公共団体（東京都大田区ほか）が4,101施設（12,080居室）を認定した。認定数は、2022年11月時点と比較して、805施設（2,465居室）増加した。

9 国家戦略特区制度等の活用

- ① 国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合に、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例について、提案の受付を継続して行った。
- ② 国家戦略特区内において、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応するため、「自家用有償観光旅客等運送事業」の周知・活用を図った。

10 旅行者の安全の確保等

(1) 防災情報の提供

- ① 二重偏波気象レーダーや地震・火山観測施設等の更新整備等を実施するとともに次期静止気象衛星の整備を進め、2024年3月には新しいスーパーコンピュータシステムの運用を開始した。また、2023年

5月から予測技術を活用し、線状降水帯の発生情報を、最大で約 30 分前倒して発表する運用を開始した。

- ② これまで作成したポスターやリーフレット等について、出入国在留管理庁、地方公共団体の防災部局・多文化共生部局及び指定公共機関等、引き続き様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図った。また、JNTOにおいて、大規模地震等の自然災害が発生した、あるいはそのおそれがある際、ウェブサイトや SNS を通じて、訪日外国人旅行者向けに緊急時の対応に係る情報を多言語で発信するとともに、24 時間 365 日多言語対応が可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターにおいて問い合わせへの対応を行った。さらに、令和 6 年能登半島地震の発生直後より観光庁及び JNTO の SNS 等を通じた訪日外国人旅行者への交通機関の運休・復旧状況を含む情報発信を行った。加えて、緊急地震速報や大雨・洪水等の気象警報、熱中症情報等を多言語で提供するアプリ「Safety tips」の普及促進のため、デジタル庁と連携し、訪日外国人旅行者向け入国手続オンラインサービス「Visit Japan Web」の上位階層に、同アプリに係る情報・リンクを表示した。また、駐日外国公館に対し「Safety tips」の周知に係る働きかけを行うほか、JNTO が海外で実施する旅行フェア等において、同アプリの利用をより積極的に周知した。

(2) 避難体制の強化

災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行実績情報等の集約の強化や SNS 等を通じた幅広い周知等を推進した。また、令和 6 年能登半島地震をはじめとする災害発生時には、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報¹⁸を加えた通行実績情報を、日本道路交通情報センターを通じて一般に提供した。

(3) 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

- ① 近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であるため、国土交通省を含む各行政機関及びインフラ事業者等がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化され、スマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2023 年度も引き続き新たな防災情報を追加するなどの充実を図った。また、国土交通省ウェブサイトにおいて、降雨状況や川の水位、カメラ映像等のリアルタイム情報を英語表記で提供している「川の防災情報 英語版」について、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用した。
- ② 観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応に活用できる用語集及び、観光危機管理計画策定のポイント等をまとめた「観光危機管理計画等作成の『手引き』」について、地方運輸局等を通じて、観光・宿泊事業者等に対して周知した。また、災害時の外国人旅行者対応のための事前準備や具体的な対応行動を示す「観光危機管理計画」の策定を 3 地域で支援したほか、2024 年 3 月には「観光危機管理計画」等の策定促進に向けて、地方公共団体や民間事業者等を対象としたシンポジウムを開催した。
- ③ 新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供については、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、多言語（英語、中国語及び韓国語）により実施した。また、特に災害発生時には、対応指針に沿った情報提供がなされるよう指導した。さらに、空港については、「滞留者対応計画」を含む空港 BCP¹⁹に基づき、空港関係者やアクセス事業者と連携し、多言語や SNS 等による情報提供を含む災害時の対応を行った。加えて、空港 BCP を実効性のあるものとするため、全国の 95 空港において、各種訓練等を 2023 年 8 月までに実施し、訓練や点検の実施状況等を確認、災害対策本部構成員をはじめとする関係機関等で共有することで、空港 BCP や訓練の見直しを推進した。
- ④ 訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、観光施設等における危機管理対応能力強化及び医療機関における訪日外国人患者受入機能強化を 71 件支援した。
- ⑤ JNTO のウェブサイト及び SNS を活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する水際措置が 2023 年

¹⁸ カーナビゲーションシステムに蓄積された走行履歴情報のこと。

¹⁹ 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画のこと（A2(Advanced/Airport)-BCP）。

4月29日より終了する旨を情報発信したほか、2024年1月に発生した令和6年能登半島地震の際に公共交通機関に関する情報を繰り返し発信するなど、正確かつ迅速な情報発信を行った。

(4) 次の感染症危機への対応

- ① 感染症危機対応の司令塔機能を担う組織として、2023年9月1日に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置した。
- ② 国内の感染症の発生動向については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に基づき継続的に監視・分析し、国及び地方公共団体において国民や医療関係者等に情報提供を行った。また、海外の感染症の発生動向についても関係機関との連携の下情報収集を行い、適切に情報提供を行った。

(5) 公共交通機関の安全対策の推進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するための臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行ったところ、前年よりも利用件数が増加していたこと及び事故状況も特段問題がなかったことから、引き続き特例措置を講じることとした。また、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」において、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況についてフォローアップするとともに、2022年10月に静岡県で発生した観光バスの横転事故を踏まえ、2023年10月に貸切バスの安全性向上に関する関係法令等の改正を行った。

(6) 旅客船の総合的な安全・安心対策

2023年4月に「海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）」が成立したことを踏まえ、同法の施行に向けて関係する政省令等の整備を行うとともに、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置といった監査体制の強化をはじめ、実施可能な施策から速やかに実行に移した。

(7) 道路交通の安全対策等の推進

- ① 訪日外国人旅行者のレンタカー利用等による交通事故を削減するため、「訪日外国人旅行者を対象とした交通安全対策に関する参考資料集（案）」を作成した。
- ② 全国レンタカー協会に対して働きかけを行い、同協会ウェブサイトにも言語化した交通安全啓発動画を掲載したほか、同協会の定例会で「国際運転免許証制度の現状等」について交通安全講話を行い、訪日外国人旅行者等への交通事故防止の呼びかけを依頼した。
- ③ 観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者が連携し、AI・ICT等の革新的な技術を活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を推進・支援した。
- ④ 観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、駐車場の予約専用化等の渋滞対策を推進した。

(8) 宿泊施設の防火安全対策の推進

消防本部の担当者や事業者が集まる会議（オンライン開催を含む。）等の機会を活用して、古民家等に関する消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方等について周知した。

(9) 旅行業務に関する取引の公正の維持等

「旅行業法（昭和27年法律第239号）」に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図った。また、旅行者による公務受託事業費の不正請求等の不適切事案が相次いだことを受け、一般社団法人日本旅行業協会に対し、外部有識者も含めた委員会を設置の上で、コンプライアンスの徹底に必要な方策の検討の指示を行った。同有識者委員会の提言を踏まえ、2024年3月27日に同協会において、コンプライアンスに関わる事案について再発防止に向けての旅行業界及び同協

会が講ずべき取組が策定された。さらに、貸切バスを使用した旅行については、貸切バス運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、安全確保を図った。

(10) 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備

- ① 緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう、警察職員に対する教養訓練を継続的に実施するとともに、三者通話に対応可能な通訳人の拡充、多言語コールセンターの活用等を推進した。また、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、未導入団体に対して導入を促し、全国の消防本部において円滑な運用を推進した。
- ② 訪日外国人旅行者等に適切に対応するため、外国人対応の機会の多い警察署等に外国語対応可能な職員を優先配置したほか、多言語翻訳機能を有する資機材の活用を含めた各種対応訓練、世界各国・地域の文化・宗教等の理解促進等の教養や語学研修を継続的に推進した。
- ③ 訪日外国人旅行者等が各種手続を円滑に行える環境整備を図るため、各種届出関係書類への外国語併記等、外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供を継続的に推進した。また、警察庁ウェブサイト（英語版）に掲載する我が国警察に係る制度、活動等に関するコンテンツを拡充するとともに、掲載資料の見直しを行うなど、よりわかりやすく効果的な情報発信の強化を図った。
- ④ 救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、救急隊向けに開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ²⁰」の導入支援等を行った。
- ⑤ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、対応可能な言語が増え、活用の場がより一層広がったことから、各都道府県及び消防本部に対し周知を依頼した。
- ⑥ 「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人旅行者等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図った。また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト及び多言語チャットボットにて、定期的に FAQ 等のコンテンツを増やし、訪日外国人旅行者への情報提供を行った。さらに、観光庁・JNTO、大使館等の関係機関と意見交換を行い、SNS や全国のツーリストインフォメーションセンターでの窓口周知の協力を得た。

1.1 東日本大震災からの観光復興

- ① 海外にいながらでも日本の地域の魅力を体感できるよう、2023年7月から2024年3月にかけて SNS 等を活用し、情報発信を実施した。具体的には、中国において日本の魅力を PR するイベントへのキーオピニオンリーダー（KOL）の派遣、日本の地方公共団体の PR 動画の作成・配信、香港ブックフェアにおいて東北地方をはじめとする各地域の魅力の PR を行った。
- ② 福島県における観光復興を促進するため、ホープツーリズム²¹による誘客の取組として、教育旅行関係者を対象に「東日本大震災・原子力災害伝承館」や「震災遺構浪江町立請戸小学校」等を訪問するモニターツアーの実施（参加者数 84 人）を支援した。また、個人旅行客を対象にワーケーションとホープツーリズムの観光素材を組み合わせた取組として、浜通りワーケーションプログラムの造成や、ワーケーション施設等の受入環境の整備を支援した。さらに、海外向けのプロモーションとして、インスタグラムにより台湾の旅行者向けに鶴ヶ城や福島県いわき市の三崎公園潮見台等の写真映える観光コンテンツの情報発信、台湾やタイ等におけるイベントや旅行博への出展、鶴ヶ城エリアをメタバースで再現することにより仮想体験や交流を通じた歴史・文化資源の魅力伝達や情報発信を通じた誘客を支援した。
- ③ 【再掲】第Ⅱ部第2章第1節7（9）

²⁰ 外国人傷病者への緊急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリ。

²¹ 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

- ④ 国及び福島県で2022年5月末にとりまとめた「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」を含む6つのテーマごとに広域コンテンツを開発するワークショップを年3回開催した。また、15市町村職員向けデジタルセミナーを2023年11月から12月にかけて計5回実施したほか、「誘客コンテンツ開発事業」では事業者支援を継続案件含め12件、来訪者向けポイント還元キャンペーンを年2回開催し、交流人口拡大と消費喚起を後押しした。
- ⑤ ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム²²の推進のため、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部における14の地方公共団体等の取組に対して支援した。具体的には、海岸駐車場を活用した車中泊のコンテンツの造成、天然トラフグのブランド化及び安全性PRのための宿泊プロモーションの実施、海水浴場のバリアフリー化や国際認証取得等に取り組んだ。

1 2 観光に関する統計等の整備・利活用の推進

- ① 携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動分析の検討を行うとともに、訪日外国人旅行者の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）を把握し周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに活用できる訪日外国人流動データ（FF-Data）を作成した。
- ② 我が国の観光の実態の的確な把握や調査の利活用拡大に向けて、訪日外国人消費動向調査については、調査体系の見直しを検討した。また、宿泊旅行統計調査について、回答方法の多様化及び利便性向上の観点から、政府統計オンライン調査システムによる回答方法の拡充を行った。
- ③ 地方公共団体や観光関連事業者が誘客や周遊ルートの検討に活用できるよう、鉄道、駅別乗降客数、公的集会施設、バス停留所及びバスルートについて、観光施策の推進に資する交通インフラ関連のGIS²³データとして、国土数値情報ダウンロードサイトに2023年6月に公開した。

第2節 インバウンド回復戦略

1 インバウンドの回復に向けた集中的取組

- ① 観光回復の起爆剤とするため、地方公共団体や民間企業等のこれまでにない特別な観光コンテンツ造成を支援する「観光再始動事業」にて、国保有施設の夜間特別開園等、全国で385件を採択した。また、米国等の海外5市場で訪日観光促進のイベントを開催し、全国各地での取組の情報を発信した。
- ② 国際的な人的交流を伴う取組の深化と掘り起しにより、インバウンドの着実な拡大を図るため「新時代のインバウンド拡大アクションプラン(令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定)」を策定した。また、2023年8月には新時代のインバウンド拡大アクションプラン推進会合を開催し、実行に向けた進捗の確認を行った。

2 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

(1) アドベンチャーツーリズムの推進

自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムの推進のため、2023年9月に北海道札幌市において開催された、世界最大の商談会・イベントであるATWS2023を支援し、世界64の国と地域から参加したバイヤーやメディア等773人に対し、豊富な地域資源を有する我が国の魅力を発信した。その結果、80のバイヤーによる、2024年から2026年の日本での新たな旅行支出は3年間で合計約7,720万ドルに上ると試算された。また、コンテンツの磨き上げやガイドの確保・育成等、アドベンチャーツーリズム関連の取組を支援した。さらに、JNTOにおいて、アドベンチャートラベルウェブサイトの情報拡充、アドベンチャーツーリズム業界のネットワークイベントへの参加に加え、動画制作やBtoC向け情報発信を行い、日本のアドベンチャーツーリズムの魅力を発信するための総合的なプロモーションを実施した。加えて、ATWS2023後の更なる販路拡大をめざし、Adventure Travel Trade Associationと連携したAdventure Weekの日本開催を目指

²² 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行のこと。

²³ Geographic Information Systemの略。地理情報システムのこと。

して取り組んだ。

(2) アート・文化芸術コンテンツの整備

a) 日本博2.0の推進

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けて、全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行った。また、日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術振興をより一層充実させ、訪日外国人旅行者の地方誘客を図った。2023年度は、委託型・補助型で48件の事業を採択し、参画型で262件の事業を認証した(2024年3月1日時点)。

b) アートの国際拠点化

我が国が文化芸術の国際的な発信拠点となることを目指し、アートウィーク東京を2021年から毎年開催しており、2023年度には、2023年11月に開催したアートウィーク東京2023において、新たにアートバーゼルと連携した「買える展覧会(展示作品の購入が可能)」を実施し、アートバーゼルの日本における活動を定着させた。また、2022年度から「国際的なアートフェア等誘致に係る関係省庁等連絡会議」を開催し、2023年度は外務省等との連携に取り組んだ。

c) 国際的な芸術祭の活用

海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等への支援について、2023年度は30件採択した。

d) 舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽堂等及びトップレベルの芸術団体に取り組む創造発信等への支援について、2023年度は214件採択した。

e) メディア芸術の振興

- ① 訪日外国人旅行者の増加に寄与するため、日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援及び海外における日本映画の特集上映の実施(2023年9月、2024年2月に米国で開催)等を通じて、多様な作品の魅力を発信した。
- ② マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術を国内外へ発信するため、メディア芸術に関する年度ごとの動向を整理した冊子等を英語と日本語で発信した。また、「メディア芸術人材育成事業」において65人の育成を行った。

f) ロケツーリズムの推進

映画やアニメ等のロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、地域内の関係機関の連携強化による情報発信や許認可の円滑化、海外制作事業者による実写映像作品の国内ロケ誘致等に係るインセンティブ付与等を図るとともに、観光促進のためのコンテンツを「聖地巡礼」の促進に活用するなど、ロケツーリズムの推進に官民一体で取組を進めるため、2024年3月までに「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」を計3回開催した。

g) 地域の伝統芸能等の支援

地域の伝統行事や民俗芸能等の用具修理等、基盤整備に係る取組や観光振興等に活用するための普及啓発等の取組への支援について、2023年度は367件の採択を行った。

h) 地域の文化芸術の振興

2023年5月より京都移転部署職員の大半が京都で業務を開始し、京都において文化庁の業務が本格的に稼働した。また、文部科学省本省や文化庁東京部署との打合せでは、専用のテレビ会議システムを

導入し、デジタル技術を駆使した新しい働き方により、京都移転前と同等の機能を確保するよう努めた。

i) 芸術の観光への活用を推進する人材の育成

我が国の芸術界の将来を担う新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会等の実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を芸術団体が提供する事業への支援について、2023年度は55件採択した。

(3) 地域の食材を活用したコンテンツの整備

a) ガストロノミーツーリズムの推進

- ① 特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等について、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成に係る13事業を採択し、食文化の魅力発信等の推進を図った。
- ② 宿泊業における食の提供に係る現状・課題を分析した上で、モデル実証を3地域で実施するとともに、食を強みとして滞在価値を高め、付加価値向上を実現する取組を行う宿泊施設の事例調査を行い、得られた実証結果と調査結果をとりまとめ、2024年3月にウェブサイトに掲載し、共有した。

b) 酒蔵ツーリズムの推進

- ① 「日本産酒類海外展開支援事業」により103件の事業を採択し、酒類事業者による酒蔵ツーリズムプラン策定、他産業との連携に係る取組等を支援した。
- ② 伝統的な酒造り技術の次世代への継承・発展や、ユネスコ無形文化遺産登録への機運醸成を目的に、国内外の各地（金沢、英国、スペイン等）においてシンポジウムを開催し日本の伝統的酒造りの魅力を発信した。

(4) 魅力ある公的施設の公開・開放

- ① ウェブサイトやSNS等を活用した広報を実施するとともに、通常的一般公開に加え、非公開エリアを案内する本館ガイドツアーや、東衛舎にて迎賓館赤坂離宮の歴史等に関する資料の展示、それに関連したトークイベントを実施するなど、一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。また、迎賓館をユニークベニューとして活用する「特別開館」を実施し、迎賓館の魅力を内外に発信した。
- ② 京都迎賓館について、PR動画やポスター等を活用した広報を実施するとともに、通常は参観エリアとはしていない区域を公開するプレミアムガイドツアーや文化体験を盛り込みつつ貸切で行う特別ガイドツアー、夜間公開等の特別企画を実施するなど、引き続き一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。
- ③ 「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」を、官邸ウェブサイトにて募集、抽選により参加校を決定し、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において実施することとしていたが、2023年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を考慮して実施しないこととした。
- ④ 皇居について、1回当たりの参観定員を2023年5月からは120人から240人、2024年1月からは240人から500人に順次拡大し、土曜日の参観、事前予約及び当日予約を行い、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施した。また、宮内庁ウェブサイトにも皇居イラストマップ（日本語版、英語版）を掲載したほか、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリの周知・活用を行った。さらに、皇居乾通り一般公開については、春季は2023年3月25日から4月2日までの9日間（参入者数180,490人）実施、秋季は2023年11月25日から12月3日までの9日間（参入者数156,060人）実施した。
- ⑤ 皇居東御苑について、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施した。また、宮内庁ウェブサイトにも皇居イラストマップ（日本語版、英語版）を掲載したほか、英語での対応が可能な職員の配置や6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリの周知・活用を行い、訪日外国人旅行者等の利便性向上を図った。さらに、皇居東御苑

来訪者のアメニティ向上等を図るため、大手休憩所（仮称）の整備に向けて、設計業務をとりまとめた。

- ⑥ 皇居三の丸尚蔵館について、ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、全国各地で年4か所以上の展覧会を実施するなど、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の拡充を図るとともに、2023年11月3日に新施設（Ⅰ期棟）を開館し、開館記念展を開催した。また、引き続き展示面積の拡大等を図るため、館の整備・建替（Ⅱ期工事）を進めた。
- ⑦ 京都御所について、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施し、英語及び中国語ガイド案内を再開した。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写を行い、2024年3月に完成し、公開した。
- ⑧ 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮について、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施した。特に、桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2023年10月27日に実施した。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、桂離宮御殿ほか整備工事を実施し、2023年11月に完成し、公開した。
- ⑨ 御料牧場について、家畜伝染病に対する防疫強化に取り組みつつ、2023年10月12日・13日の2日間で各2回、合計4回地域住民以外が参加できる見学会を実施した。その際、見学者の満足度を向上させるため、厩舎の見学では馬をなでたり、写真撮影をして、ふれあい体験を行った。また、新たにバスでの見学コースの途中、羊の放牧エリア近くで下車し、範囲を限定して見学や写真撮影を行った。
- ⑩ 埼玉鴨場・新浜鴨場について、鴨場所在地である埼玉県と千葉県と協力し、地域住民以外が参加できる見学会を12回ずつ、合計24回実施した。
- ⑪ 信任状捧呈式の馬車列の実施に際しては、宮内庁及びJNTOのウェブサイト、観光庁SNS等を活用するとともに、新たな写真を提供するなど情報提供先と連携し周知した。
- ⑫ 2022年度から実施している造幣局本局の見学コースについて、見せ方を工夫し充実を図った。また、2024年度の実施に向けて、新たな見学コースの検討を進めた。
- ⑬ 首都圏外郭放水路の民間企業が運営する有料見学会について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催（施設点検日及び年末年始を除く）した。また、施設の認知度向上とインバウンド見学者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした民間企業の運営による有料の施設貸出を引き続き実施した。さらに、地域振興の一環として、観光協会及び地元商店・飲食店と協力し、龍Q館での首都圏外郭放水路のロゴ入りの地元物産の販売や、各飲食店における「首都圏外郭放水路おもてなし特別メニュー」の販売を行った。
- ⑭ 市ヶ谷記念館・大本営地下壕跡の見学は事前予約制とし、防衛省のガイドが案内した。また、見学者の満足度を高めるため、大本営地下壕跡の見学範囲を拡大するための改修工事を実施するとともに、2023年7月から新たな大本営地下壕跡の見学を開始し、魅力向上を図った。
- ⑮ 日本銀行本店本館について、2023年度においては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の見直しを踏まえ、見学案内の実施回数の引き上げ、英語見学枠の新設、広報コンテンツの拡充等の対応を実施したほか、従前のオンライン見学「おうちで、にちぎん」（本館の3D映像）や、オンライン学習プログラム「教室で、にちぎん」についても継続実施した。

(5) 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度については、免税品の海外への直送制度をウェブサイトで周知するとともに、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機について新規に3件の指定を行った。

- ② 関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで東京国際空港（羽田空港）及び成田国際空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が営業されてきたが、引き続き保税売店の市中展開の拡大に向け、保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの利便性の向上を図った。

（6）大都市観光の推進

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、開園時間の延長、入園料のキャッシュレス化、民間イベントでの活用、最新技術を活用した皇室庭園としての歴史・文化の発信、園内ガイドツアー（菊・温室）の造成、ワーケーション施設の整備等を実施した。皇居外苑については、都心における貴重な自然や景観、由緒ある歴史等が残る苑内を周辺地域や民間と連携して活用し、観光資源としての価値を高めた。京都御苑については、文化資源アーカイブ構築に向けた取組を進めた。

3 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

（1）国立公園の魅力向上とブランド化

- ① 「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を 13 国立公園で実施した。2023 年 12 月には三陸復興国立公園において新たにステップアッププログラム 2025 が作成された。また、2022 年 4 月に創設された「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」の「自然体験活動促進計画・利用拠点整備改善計画制度」について周知し、地方公共団体、観光関係者をはじめとする企業、団体等、幅広い関係者との協働による計画作成を支援した。その結果、質の高い自然体験活動の促進や利用拠点の景観改善を図ることを目的として、阿蘇くじゅう国立公園において両計画が策定された。
- ② 国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、環境省において、観光庁と連携し、全 34 国立公園に加え国定公園及び長距離自然歩道等を対象に、国立公園等に関連する多言語解説を整備した。また、利用者ニーズを踏まえ、ICT 等の先進的技術を活用して展示パネルや既存看板の多言語化、多言語対応の展示映像の制作等の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行った。
- ③ 我が国の傑出した自然景観を有する国立公園において、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を実現するため、魅力的な自然体験コンテンツ等の充実や質の向上等を通じて受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS 等や、旅行博等の機会を活用し、国立公園の魅力やコンテンツ等を紹介するなど、国立公園の利用を促進した。また、国立公園制度が 100 周年を迎える 2031 年にかけて、国立公園制度 100 周年に向けた記念事業の一環として、各国立公園をデザインした記念貨幣をシリーズで発行することとしており、2024 年 1 月に、シリーズ第 1 弾として、西表石垣、慶良間諸島、やんばるの 3 国立公園の千円銀貨幣のデザインを公表した。
- ④ 国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等、長寿命化対策等の事業を実施した。また、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援した。ビジターセンター等においては、自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、省エネ改修等により、脱炭素の取組を推進した。さらに、2023 年度は、国立公園等において登山道や木道の改修により利用環境の向上を図るとともに、利用者の安全確保のための防災・減災対策を実施した。
- ⑤ 国立公園等における自然環境保全コストの一部を利用者負担とする仕組みの導入に向けた実証実験等を行った（中部山岳国立公園南部地域（岐阜県側）等）。その際、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携して実施した。
- ⑥ JNTO グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手

法等によるサイト利用傾向等の分析結果を踏まえた掲載コンテンツの表示仕様の変更、自然体験コンテンツや OTA ページまでのサイト内導線の改善、訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いトピックスの特集記事等の充実を進めた。

- ⑦ 関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進した。また、環境省と国有林を所管する林野庁の連携事業により、フィールド整備やプロモーションを共同で実施するなど、保護と利用の促進を図った。
- ⑧ 2020 年 7 月に供用を開始した新宿御苑併設の国立公園情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力伝える大画面映像やデジタルを活用した体験型展示に加え、国立公園案内カウンターでの案内・物販、ギャラリースペースでの企画展示等により、来園者に国立公園の魅力を発信した。
- ⑨ 国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を同時一体的に実施した。これにより、利用拠点の景観改善、上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図った。
- ⑩ 国立公園を訪れる訪日外国人旅行者に対して、デジタルによる情報提供を強化したことで、より深い自然体験を提供した。2023 年度は、国立公園のビジターセンター等において、新たに 3 か所にデジタル技術を活用した多言語展示を導入した。
- ⑪ 2023 年 6 月までに「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会」を計 6 回開催し、「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を同年 6 月に公表した。これを踏まえ、同年 8 月に、「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」²⁴の対象とする国立公園として、十和田八幡平国立公園十和田湖地域、中部山岳国立公園南部地域、大山隠岐国立公園大山嶽山地域、やんばる国立公園の 4 か所を選定した。各公園において地方公共団体等と連携し、国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想の検討に取り組んでおり、2024 年 3 月には、集中的に取り組む利用拠点の第一弾として十和田八幡平国立公園の休屋・休平地区を選定した。また、山岳地域における質の高いサービスの提供のため、山小屋のインバウンドに対応した上質化（内装・外装・設備の改修等）への支援を創設した。

(2) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

- ① 「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」により、14 地域に対し、DMO 等を中心に地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた、スキー場のインフラの整備やアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備等の取組を支援した。
- ② JNTO では、豪州市場において、スノーツーリズムに特化した一般消費者向け旅行博「スノー・トラベル・エキスポ (Snow Travel Expo)」²⁵に出展 (2023 年 5 月 21 日メルボルン、28 日シドニー) した。同旅行博への来場者は 1 万 2,000 人と前年比 1.5 倍に増え、JNTO のほか日本から参加の地方公共団体等からも、積極的な情報提供が行われた。

(3) 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ① 地域に残る古民家等を上質な宿泊施設やレストランに改修するなど、歴史的資源を中核として、地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光地経営の実現を目指すため、面的に再生・活用する取組について、地域の担い手の発掘や育成、古民家や城、社寺等の歴史的資源の活用の更なる全国展開、滞在の多様化・高質化等を推進した。

²⁴ 環境省「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」(2023 年 6 月公表)に基づき、有識者等を含む専門委員会の意見も踏まえつつ、将来的な他地域への展開も見据え、環境省が 2023 年 8 月に選定。

²⁵ 一般の方を対象にスノースポーツ (スキーやスノーボード) や雪に関連した観光案内を行う大規模な展示会。

- ② 「観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）」に基づき、2025年までに質・量両面での取組を推進するため、「50地域の面的取組展開地域」を創出するとともに、「300地域の取組展開地域」を目指すべく、面的に再生させる取組を支援した。また、城や社寺、古民家等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、地域資源をフル活用した面的な高付加価値化を推進しつつ、歴史的建築物等の再建築、情緒ある景観や賑わいの再現等に対して支援した。
- ③ 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームでは、支援メニュー集、歴史的資源の再生・活用成功事例集及び取組事例を更新するとともに、様々な案件に対応できるような内容の充実等を行い、会議等での全国の地方公共団体、DMO、農泊地域等に対する情報共有等を行った。また、ワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応するとともに、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び観光まちづくりへの支援等を行った。加えて、地域への共有を図るために事例集等をウェブサイト公開した。
- ④ 地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修を計24回開催し、古民家等の活用による観光まちづくりを促すための応援制度の活用事例等について周知した。
- ⑤ 2024年1月に地域の不動産利活用に関する関係者等が参画する全国対象のWEBセミナーを開催し、不動産証券化への理解促進を図るとともに、4都市（新潟県新潟市、茨城県水戸市、広島県広島市、鹿児島県鹿児島市）において遊休不動産の利活用の検討を行っている事業者等に対する相談会を開催し、関係者間の連携体制の構築を促進した。
- ⑥ 地域の活性化を加速化し、地域から全国へのボトムアップの成長に向け、事業立ち上げの各段階に応じて支援するため、2023年度に創設された「ローカルスタートアップ支援制度」を通じて、古民家等を活用した事業の立ち上げを5件支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進した。
- ⑦ 開発許可制度における地域の実情に応じた既存建築物の用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国や地方公共団体が参画する担当者会議等の場やウェブサイト等において周知した。

（4）文化観光の推進

a）博物館・美術館等の文化施設の充実

- ① 文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、国内外への宣伝、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援した。また、観光資源としても極めて有効な文化財について、デジタル技術等を活用した多言語解説を観光施策と連携させつつ整備した。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、満足度を向上できるような環境整備を着実に進めた。さらに、東京国立博物館では、高精細複製品やデジタルコンテンツ・映像等を用いた体験型展示「日本美術のとびら」及び「デジタル法隆寺宝物館」を継続公開するなど、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与する展示に取り組んだ。加えて、国立博物館やそのほかの博物館等において、外国人目線に立った多言語対応等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組み、それらの成果の共有に努めた。また、キャッシュレス環境整備等の利便性向上に努めた。
- ② 国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援やハンズオン、参加・体験型プログラム、講座やワークショップといった教育普及事業のオンライン配信等を推進した。国立美術館では子供向け鑑賞用ツールの配布やワークショップ等を実施し、障害者向けの特別鑑賞会や美術鑑賞ワークショップ等も開催した。国立博物館では、盲学校のためのスクールプログラム、触察ツールの制作や点字冊子の制作と配布、触知図での案内や、障害者向け内覧会を開催するなど、様々な障害を持つ来館者に対応した。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、SNS等を活用した国内外への積極的な情報発信等、より快適な鑑賞環境の充実等に取り組み、その成果に助言等の求めがあれば応じた。さらに、各地のミュージアムが持つ文化資源の魅力を伝えるため、国立博物館等において、地方館への収蔵品貸与の促進事業や文化財の保存・活用に関する助言・協力に取り組み、国立文化財機構では作品輸送費を支出する貸与促進事業として、国内の博物館等7機関に74件の文化財を貸与した。加えて、文化財情報資源のデジタル資源化や情報データベースの構築等を促進することにより、文化財が持つ魅力

や価値を引き出すとともに、博物館に来訪できない人も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進した。

- ③ 我が国の文化拠点である博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子供、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促した。また、芸術系大学等の資源を活用した文化芸術活動を担う人材の育成について、15大学の事業を採択した。
- ④ 国や国立博物館等が有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にもわかりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人旅行者の地方への誘客や満足度の向上等地域活性化を図り、2023年度は18件採択した。

b) 文化観光拠点等の整備

- ① 文化についての理解を深めることを目的とした観光を推進するとともに、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、文化観光推進法に基づき認定された観光地や拠点を含む地域における、多言語対応、Wi-Fi環境整備等の受入環境整備に係る取組を20件支援した。
- ② 文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行った。また、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を支援した。
- ③ 文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知すること等により、事業の支援・充実を図った。

c) 文化資源の観光資源としての魅力の向上

- ① 観光旅行者が我が国の「たから」である文化財の魅力を十分に感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や健全で美しい状態に回復するための美装化等に対し支援した。また、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援するとともに、訪日外国人旅行者を含め、全ての人がわかりやすい文化資源の解説作成や多言語化への支援にも取り組んだ。さらに、美術館・博物館等の文化施設において、夜間開館をはじめ、観光活用を促進する取組に対し支援した。加えて、歴史的資源を活用したまちづくりへの支援として、文化財の宿泊施設やユニークベンチャー等への活用を推進した。このほか、文化財を活用した観光の充実を図るため、文化財の活用への支援に際して観光旅行者数を考慮するとともに、修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備への支援にも引き続き取り組んだ。日本遺産については、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための支援の充実等、日本遺産を活用した継続的な取組を推進した。
- ② 博物館等に勤務する管理職を対象とした「トップマネジメント研修」、学芸職を対象とした「パブリック・リレーションズ研修」、行政の博物館担当職員や初任者を対象とした「文化をつなぐ研修」を実施し、文化観光、インバウンド拡大、地域連携、デジタル化といった、博物館における今日的課題への対応と発信に取り組む人材を育成した。また、国立文化施設における、学芸員等を対象とした研修・講座について、国立文化財機構で博物館・美術館等保存担当学芸員研修を実施し、国立美術館ではキュレーター研修を実施するとともに、全国の小・中・高等学校等の教員等を対象に「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施し、国立科学博物館では学芸員専門研修アドバンスト・コース及びオンライン学芸員専門研修を実施するなど、研修や講座の拡充に努め、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に資する取組を行った。

d) 文化財の保存・継承

- ① 国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)、史跡名勝天然記念物について、適正な修理周期で修理するために必要な事業規模の確保を図った上で適切な保存修理等を実施した。また、防災施設整備や耐震対策を充実させることで、その価値を損なうことなく次世代に継承するとともに、観光資源としての活用も図った。さらに、修理現場の公開や解説設備の設置、来訪者の便益施設の充実等を促進した。加えて、

文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進した。

- ② 国宝・重要文化財（建造物）、登録有形文化財建造物、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区等の有形文化財において、公開のための施設整備の充実、活用の前提となる防火・耐震対策や修理・整備を推進し、安全な公開・活用を図った。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を行うなど、快適性や安全性の向上を促進した。
- ③ 「文化財保存活用地域計画」等の作成及び計画に基づく事業の推進を支援することで、地域の多様な豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組や観光拠点の整備を促進し、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化した。
- ④ 【再掲】第Ⅱ部第2章第1節7（6）

e) 世界遺産の推薦及び保存・活用

- ① 現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されている。これらの地域において、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、遺産価値を維持するための保全管理の充実に取り組んだ。また、持続可能な観光利用を推進するための拠点施設を整備するため、徳之島及び沖縄島北部において世界遺産センターの設計・整備等を進めた。
- ② 世界に誇る我が国の文化財について、引き続き世界遺産への登録に向けた取組を行った。また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援した。

f) アイヌ文化の魅力の発信

民族共生象徴空間（ウポポイ）には、2023年度に約33万人が来場した。2023年11月3日（文化の日）の「無料開放DAY」には、アイヌアート・工芸に携わるアーティストを招いた展示販売やトークイベント等を実施し、1日当たりの来場者数としては最多となる6,692人が来場した。また、国立アイヌ民族博物館では体験型デジタルコンテンツを用いた展覧会等計4回の特別展等を実施した。さらに、広報活動として、ツーリズム EXPO ジャパン等の旅行見本市への出展や、JNTO と連携した海外への情報発信を行った。加えて、2024年3月には、戦略的・効果的な施策を展開するため、「ウポポイ誘客促進戦略」を策定した。

g) ナショナル・トラスト運動等の民間取組の推進

ナショナル・トラスト活動については、税制措置等を継続するとともに、非課税措置に係る申請時の留意事項等を追記した改訂版の「ナショナル・トラストの手引き」の配布等を行った。また、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の促進のため、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号）」の運用を進め、2024年3月時点で、沖縄県竹富町と新潟県妙高市において入域料の収受等の取組が実施されている。さらに、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進した。

(5) スポーツツーリズムの推進

- ① スポーツによる地方創生・まちづくりを推進していくため、スポーツツーリズムを中心にスポーツを活用したまちづくりを推進する「地域スポーツコミッション」（地域SC）の「質の向上」に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、基盤となる人材の育成・確保の取組を推進した。
- ② 日本発祥・特有の武道や、日本の特色ある自然資源を活用したアウトドアスポーツ等の地域スポーツ資源を活用した優良なスポーツツーリズムコンテンツを創出するため、実証モデルの選定、実施と効果検証を行った。また、デジタル技術を活用したプロモーションを実施し、セミナー等を通じて、収集・分析したデータの利活用を促進し、スポーツツーリズム・ムーブメントの創出を推進した。

- ③ JNTO のウェブサイトにおいて、アドベンチャートラベル、サイクリング、ハイキング・トレッキング、ゴルフを中心に特設ページへのコンテンツ拡充を行った。また、アドベンチャートラベルについては、サイト誘引を目的とした動画広告と記事広告を実施した。さらに、ゴルフについては 2023 年 11 月から 12 月にかけて欧米豪からゴルフツーリズムを取り扱う旅行会社を招請し、7 社 7 人が参加した。
- ④ 2023 年 7 月に開催された世界水泳選手権 2023 福岡大会及び同年 8 月に開催された世界マスターズ水泳選手権 2023 九州大会について、大会の準備・運営に必要な経費の補助や、選手等大会関係者の円滑な入国について支援するなど、大会の開催に向けて必要な支援・協力を行った。

(6) 農泊の推進

a) 滞在型農山漁村の確立・形成

- ① 農山漁村の活性化や所得向上を図るため、農泊に取り組む地域を 2023 年度までに 656 地域採択し、地域における推進体制の構築や観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した滞在施設の整備・改修等を一体的に支援した。また、OTA のウェブサイトや農泊特設ページによる情報発信や農山漁村の魅力を PR する動画の作成、ツーリズム EXPO ジャパン等への出展、旅行会社との商談会やモニターツアー等、国内外へのプロモーションを戦略的に実施した。さらに、経営能力を高度化するためのテーマ別セミナーや実地研修会、地域への専門家派遣を実施した。
- ② 2023 年 10 月に 2 地域（静岡県富士山麓・伊豆半島地域、福岡県八女市）を「SAVOR JAPAN」認定地域として追加した（同年 10 月時点で、計 42 地域）。また、認定地域における食体験コンテンツの磨き上げを支援するとともに、海外（米国）の旅行市場及び食等に関するセミナーを同年 5 月に、SAVOR JAPAN 全国大会を 2024 年 1 月に開催した。さらに、JNTO と連携し、地域の食・食文化の魅力を SNS 等で海外に情報発信した。

b) 農山漁村の地域資源の活用支援

- ① 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」第 10 回選定については、2023 年 11 月に選定地区等を決定・公表し、同年 12 月に、選定地区 29 件及び第 10 回記念賞 1 件を招いて選定証授与式を開催したほか、総理大臣官邸において交流会を開催した。また、ウェブサイトや SNS 等において、選定した優良事例の取組について全国に情報発信した。
- ② 世界農業遺産・日本農業遺産について、2023 年 10 月に旅行関連イベント「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」へ出展し、観光面での情報発信を行うとともに、2024 年 2 月に、農業遺産地域を対象に情報発信手法に関する研修会を開催した。また、農林水産省ウェブマガジンにて、農業遺産地域の魅力や観光情報を紹介するコラムを隔月で連載した。
- ③ 農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、処理加工現場での OJT、プロモーションによる情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発、加工製造設備の導入等について支援した。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に官民連携で取り組んだ。

(7) 地方誘客に資する各種のコンテンツ整備

a) 地域に根差した観光資源の磨き上げの推進

本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組について、全国で計 1,406 件を支援した。

b) コンテンツ連携による広域的な周遊観光の促進

「地域のコンテンツの連携促進（ロングストーリー造成）事業」により、旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー（以下、ロングストーリーツアーとする。）の造成を 10 件実施するとともに、ロングストーリーツアーの造成に係る手引きを作成し、観光関連事業者等に共有した。

c) 医療や健康増進と連携した観光の推進

厚生労働省と連携し、陽子線治療や健診等の医療と地域の観光資源を組み合わせたプラン造成、医療機関の受入体制構築等について国内4地域を採択し、モデル実証事業を通じて支援した。

d) サイクルツーリズムの推進

- ① 走行環境の整備やサイクルトレイン・サイクルバスの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等を官民が連携して行うことにより、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、サイクルショーへの出展を通じた国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進した。
- ② 観光列車の魅力をJNTOポータルサイトにおいて情報発信するとともに、サイクルトレインの運行実施例を鉄道事業者に展開し導入を促進した。

e) インフラツーリズムの推進

- ① インフラツーリズムの拡大に向け、インフラツーリズム有識者懇談会を3回開催し、社会実験を行うモデル地区として選定されている6地区において、有識者の助言等を受けつつ、インフラツアーの運営体制構築や受入環境の検討等を実施した。また、これまでのモデル地区での検証を踏まえ、「インフラツーリズム拡大の手引き」を改訂した。
- ② 北陸新幹線延伸の機会を捉えて、JNTOのウェブサイトでの特集記事、SNS投稿、海外メディア向けのニューズレターやプレスリリースにより、延伸エリアにフォーカスした新幹線での旅の魅力を発信した。

f) 離島地域等における観光振興

- ① 離島地域にある資源を活用し、未来を担う子供・若者や旅行者らが離島へ向かう流れを活性化するため、「離島活性化交付金」によりウェブサイト・SNS等を活用した離島の情報を発信する取組、デジタル等の新技術を活用する取組、関係人口の創出に向けた取組及び小規模離島等の生活環境を改善する取組を実施する地方公共団体を継続的に支援した。また、半島地域においては、地方公共団体やNPO等の多様な主体が連携した、地域資源や特性を生かした交流事業の実施等、地域間の交流促進等に向けた取組について支援するとともに、半島産品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制構築に必要な実証調査を行った。
- ② 観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船、クルーズ船等が、観光旅行者に幅広く活用され、インバウンドの早期回復につながるよう、海事観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を支援した。
- ③ 「海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業」について、海洋周辺地域におけるイベントへの訪日外国人旅行者の誘客促進や、Wi-Fi整備等、8事業を採択した。
- ④ クルーズ船受入のため石垣港において係留施設に係る整備、旅客ターミナルビルの整備を図った。また、「沖縄振興特別推進交付金」により、「外国人観光客受入体制強化事業」、「沖縄観光コンテンツ開発支援事業」等を引き続き実施したほか、「沖縄振興特定事業推進費」により、「沖縄こどもの国拡充事業」等を実施した。さらに、「沖縄北部連携促進特別振興事業」により、恩納村・前兼久漁港に、観光関連施設を整備し、観光利用の利便性等を図るとともに、北部地域の観光地経営の高度化・ブランディング強化等を図るために地域連携DMOの立ち上げを目的とする「やんばる観光地域づくり戦略策定事業」を実施した。
- ⑤ 滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を通じて、1県及び21市町村に対し、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在型プランの造成や企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画・開発及び普及等を支援するとともに、観光産業の維持を図った。一部地域では、新型コ

新型コロナウイルス感染症流行前の 2019 年度を上回る集客実績を残した。

- ⑥ 北方領土隣接地域において、地域の資源・特性を生かした観光地域づくりのセミナーの開催やポストコロナの交流・関係人口の創出・拡大に向けた観光施設の改修事業を支援した。また、北方領土に関する情報を SNS で発信したほか、同地域への修学旅行誘致促進のため、北方領土教育を取り入れた学習プログラムに係る経費等の補助等を実施した。

g) 旅客航路の観光利用促進

フェリー・旅客船事業者と経路検索事業者間のデータ共有環境整備に向けて「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」について、国土交通省のウェブサイトを通じて周知を行い、事業者による航路情報のデータ整備の支援・推進を行った。

4 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」により、全国 11 地域のモデル観光地に対し、事業推進体制の構築、マスタープランの策定、ハイエンドコンテンツの造成、人材育成等の取組の支援を総合的に講じるとともに、JNTO に専門組織を設置し、高付加価値旅行市場に対する海外セールス・情報発信の強化等に取り組んだ。

5 戦略的な訪日プロモーションの実施

(1) 我が国の観光の魅力の戦略的な発信

a) オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

- ① JNTO は、現地で影響力のあるメディアとのネットワークを拡充し、現地メディアでの番組放映及び記事掲載により、日本観光の魅力発信を行った。また、2023 年 5 月下旬から 2024 年 3 月上旬にかけて、在日海外メディアに対する観光情報ニュースレターの発信及び国内視察ツアーを実施した。さらに、外国人有識者を活用し、関心の高いコンテンツを選定することで、現地目線のプロモーションを行った。
- ② 観光庁・JNTO では、「観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）」で掲げられている持続可能な観光・消費額拡大・地方誘客促進の実現のため、市場調査や海外事務所等の知見をもとに、2023 年 6 月に訪日マーケティング戦略を策定・公表した。
- ③ JNTO のウェブサイトにおいて、ユーザー個別の閲覧動向等を分析したデータをもとに、おすすめのコンテンツを表示するレコメンドエンジンを継続運用することでサイト内の回遊性向上を図った。また、得られた分析データを蓄積し、より効果的なプロモーションを実施する環境を整えた。
- ④ アジア太平洋地域の航空会社・LCC が多く集う Routes Asia 及び欧米豪市場を対象にした Routes World に JNTO が出展し、復便や新規就航の促進を図った。また、海外の旅行会社や航空会社と連携し、地方路線を利用した旅行商品の販売促進等のプロモーションを実施した。
- ⑤ 2022 年度に締結した「日本の農林水産物・食品の輸出とインバウンド観光の促進に向けた相互連携に関する覚書」に基づき、JNTO は、JETRO の「JAPAN MALL 事業」と連携し、SNS でイベント情報と日本の食の魅力を発信した。また、中国では JETRO が出展する「2023 年中国国際輸入博覧会」において、JETRO による EC 販売と合わせて JNTO より訪日観光に関する情報を提供した。

b) 新規訪日層の開拓

- ① JNTO は、2023 年 10 月から 12 月にかけて、「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとして、欧米豪等 21 か国において海外旅行のきっかけとなる興味・関心（パッション）に応じたオンライン広告を実施した。その結果、約 5,384 万人にリーチ²⁶し、動画は延べ約 4,581 万回完全視聴され、キャンペーンサイトへの約 246 万回のアクセスにつながった。
- ② JNTO は、2023 年 4 月に新たに北欧地域（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド）を重点市場化し、ロシアを除く 22 の重点市場できめ細かなプロモーションを展開した。また、ストッ

²⁶ デジタルマーケティングにおいて、Web 広告が表示されたユーザー数。

クホルムにおいて、JNTO の活動拠点となる現地事務所を 2024 年 3 月に開設した。

c) アジアのリピーター層の再訪日意欲喚起

- ① 日本及び韓国の旅行先としての想起率向上を図るため、米国市場及び豪州市場において、韓国観光公社 (KTO) と連携した旅行関係者向け共同セミナーを実施した。その際、米国市場においては、航空会社と連携した日韓路線に関する情報発信、豪州市場においては、福岡・釜山間のフェリー情報に関する情報発信を行い、両国間の移動の利便性を PR した。
- ② アジア 10 市場 (中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン及びベトナム) を対象に、OTA と連携し、地方誘客を促進するための特設ページを 2023 年 12 月から開設するとともに、台湾及び香港からメディア 2 社、タイ及び韓国からインフルエンサー 2 人を招請した。また、被招請メディアの記事やインフルエンサーの SNS 投稿から OTA への誘引や、OTA で訪日旅行の口コミ投稿促進キャンペーン等を実施し、予約促進及び地方の観光スポットや宿泊施設等の口コミ情報を拡散させる取組を行った。
- ③ 旅行者の国際的な往来再開に伴い、2023 年度も引き続き「訪日観光意見箱」を運用した。中国語 (簡体字・繁体字) 及び韓国語に対応したウェブサイトを活用し、特にリピーターの多い東アジア地域 (韓国、中国、台湾及び香港) からの旅行者の訪日観光に関する意見の収集・分析をするとともに、それらの意見への対応に併せて関係機関に通達することで、旅行者の更なる利便性向上を図った。

d) 地域の魅力の海外発信

- ① 海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、イノベーションの創出等を目的とした情報発信の取組等に係る経費へ一部補助した。
- ② 関係省庁・機関が連携し、地域の放送事業者や地方公共団体等に向けたコンテンツ海外展開セミナーを 2024 年 2 月から 3 月にかけてオンラインで配信した。また、放送事業者等と地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等が連携し、日本各地の魅力を伝えるコンテンツを制作して海外で発信する取組を支援した。2023 年度は、計 53 件の事業を採択し、インバウンドの本格的な再開を見据え、欧州・アジア等の 9 개국・地域において番組等を放送するとともに、インターネットを活用した情報発信を行った。さらに、国際交流基金 (JF) は、日本のコンテンツへのアクセスが少なく、視聴機会が限られる国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の番組を無償提供し、2024 年 3 月末までに 134 개국・地域で延べ 4,384 番組の放送を実現するなど、海外の一般市民に向けて、地方を含む日本の魅力を発信した。2022 年度をもって新規提供を終了し、提供先国・地域での確実な放送実現にむけて、フォローアップを行った。

(2) 大規模イベントを活用した情報発信

a) 2025 年日本国際博覧会 (大阪・関西万博) を契機とした対外発信

- ① 大阪・関西万博を契機とした全国への誘客を促進するため、全国の万博テーマに親和性がある観光コンテンツ等を紹介するストーリーブックを作成した。また、JNTO と連携して大阪・関西万博のテーマに関連した日本各地の観光を組み込んだ旅行商品造成を促進するため、4 개국以上の旅行会社の企画担当者を招請し、大阪・関西万博会場の周辺観光地と併せて日本各地を視察してもらう機会を設けた。さらに、中国、韓国等の旅行博では来場者へ直接に PR するとともに、JNTO において大阪・関西万博特設ウェブページを開設し、多言語にて万博情報や日本各地の魅力を発信した。
- ② 全国を対象に交付している全国版図柄入りナンバープレートは、2023 年度は約 39 万件的の申し込みがあった。また、地方版図柄入りナンバープレートは、2023 年 10 月より新たに 10 地域で交付を開始し、全 73 地域で約 17 万件的の申し込みがあり、うち 10 地域で寄付金が地域・観光振興等に活用された。さらに、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートについては約 6 万件的の申し込みがあり、普及促進活動を通じて大阪・関西万博開催の機運の醸成等に寄与した。

b) 2027 年国際園芸博覧会に向けた対外発信

- ① 2023 年 10 月から 2024 年 3 月にかけてドーハで開催された国際園芸博覧会における日本国政府出展

の実施及び 2027 年国際園芸博覧会に向けた各国への参加招請活動において、我が国の花きや、いけばな、盆栽、日本庭園等の伝統的な文化・技術を情報発信した。

- ② トルコのイスタンブール市で日本庭園の修復等を実施するとともに、ドーハ国際園芸博覧会において、日本の造園文化の魅力を発信し、訪日需要の喚起につなげた。

c) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー活用

2024 年 3 月、外務大臣と徳島県知事の共催で、外務省飯倉公館において、駐日外交団等を対象としたレセプションを実施した。同レセプションには約 230 人が参加し、同県内のホストタウン交流を紹介するブースを設置した。

(3) 各分野と連携した情報発信

a) 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

- ① カナダ、英国、スペイン、マレーシア、中国等の重点市場のほか、アイルランド、オランダ等の幅広い市場において、インフルエンサーを招請して日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信する招請事業を実施し、訪日需要を喚起した。また、在外公館等において運用している SNS アカウントを活用して、外務省、JNTO、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報（観光・文化・歴史・トレンド等）のコンテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の促進を図った。
- ② ジャパン・ハウス 3 拠点（サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス）で、地域の魅力を発信する様々なインバウンド関連事業を実施した。例えば、サンパウロでは鹿児島県の郷土料理の紹介イベント、ロサンゼルスでは瀬戸内海の犬島のアートプロジェクトの企画展、ロンドンではアイヌ文化の継承と発展をテーマにした企画展を開催した。
- ③ 2023 年 10 月、外務省と奈良県、静岡県、福島県郡山市及び茨城県石岡市との共催で、駐日外交団等に対して各地方の施策、地場産品、観光情報等を紹介するセミナーを都内で実施し、約 120 人が参加した。また、外務省と地方公共団体との共催で実施する駐日外交団による地方視察ツアーについて、福岡県北九州市（同年 7 月）、福島県（同年 8 月）、新潟県・佐渡市（同年 10 月）、静岡県（同年 11 月）、奈良県・大阪府堺市（2024 年 1 月）で計 5 件実施し、参加外交団は各地方が誇る豊かな自然や文化施設、産業施設等を視察した。
- ④ 2024 年 1 月、外務大臣と新潟県知事の共催で、また、同年 3 月、外務大臣と徳島県知事の共催で、外務省飯倉公館において、駐日外交団等を対象としたレセプションを実施した。同レセプションにはそれぞれ約 170 人、約 230 人が参加し、各県が誇る食をはじめとする特産品、観光情報、産業、伝統工芸、伝統芸能等多様な魅力を国内外に発信した。

b) クールジャパンの海外展開

- ① JETRO において、異業種連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、地域産品の海外展開を通じた産地のアピールを行った。また、海外での地域産品の認知度を高めるため、これらの魅力が一層伝わるよう、海外バイヤーに留まらず、インフルエンサー等を招へいし現場視察の動画制作等による SNS の活用を通じて、地域産品の魅力に触れる機会を設定した。
- ② 伝統的工芸品の産地の風景や工房で職人が制作する様子を撮影した動画を英語字幕付きで 6 本作成し、YouTube や展示会等で配信すること等を通じて産地を PR し、伝統的工芸品の需要と産地の活性化につなげた。
- ③ 【再掲】第Ⅱ部第 2 章第 1 節 3（6）
- ④ 【再掲】第Ⅱ部第 2 章第 1 節 9①
- ⑤ 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）を通じて、大阪の文化施設において伝統芸能

からポップカルチャーまで幅広く日本のエンターテインメントを発信する事業に対して支援を継続した。

- ⑥ クールジャパン機構を通じて、瀬戸内7県の広域連携 DMO と連携して、地銀7行と DBJ が運営する「せとうち観光活性化ファンド」に対して支援を継続した。また、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」に基づき、都道府県が承認する「地域の特性を生かした地域経済牽引事業計画」について、2023年12月までに累計4,101計画が承認され、「観光資源を生かして地域経済を牽引する事業」についても、地域未来投資促進税制等で後押しした。

c) 日本文化に関する情報の総合発信

- ① 2023年度の「歴史的資源を活用した観光まちづくり事業」において取り組んだ城、社寺、古民家等の歴史的資源を活用したユニークな宿泊施設（城泊や寺泊等）や街並み、地域に関する情報について、JNTO のウェブサイトを通じて、海外への情報発信を実施した。
- ② 地域における魅力的な旅行商品造成を促進するため、「スポーツ文化ツーリズムアワード」並びに観光庁、文化庁、スポーツ庁及び環境省の4省庁共催によるセミナーを2024年2月に開催した。同セミナーには、旅行業界及び観光資源を有する地域等の関係者も参加し、これからの観光の在り方について議論するとともに、「文化」、「スポーツ」、「自然」を掛け合わせた各地の先進的な取組について情報共有した。
- ③ 【再掲】第Ⅱ部第2章第2節2（2）e）①

- ④ 新型コロナウイルス感染症に伴う移動制限が撤廃され、国境を越えた往来が再び活発になる中、多様なジャンルの公演や展覧会、映画祭等のリアル開催を通じて、日本文化に触れる機会を提供した。また、日本各地に点在するミニシアター10館と海外の映画人から推薦された12本の日本映画を3か月間無料配信し、併せてミニシアターと地域の“今”を動画で紹介する「JFF+ INDEPENDENT CINEMA 2023」、日本の優れた舞台作品を発信する「STAGE BEYOND BORDERS –Selection of Japanese Performances-」等、新型コロナウイルス感染症流行下に開始した全世界向けのオンラインによる取組も、コンテンツを更新・充実させながら継続した。さらに、JNTO 及び JF は、両機構の本部及び海外拠点において、今後の更なる連携促進について協議するとともに、双方のコンテンツやネットワークを活用し、広報協力、共同イベントの開催や訪日プロモーション等、連携して様々な事業を実施した。具体的には、JF による「ミニシアター特集配信事業」について、JNTO のウェブサイト及び Facebook で紹介するとともに、JNTO ウェブサイトに掲載している地域の観光情報を各ミニシアターの紹介ページに掲載し、ミニシアターと訪日の魅力を併せて情報発信した。海外における連携としては、ドイツの JF ケルン日本文化会館で開催された夏祭りにおいて、JNTO フランクフルト事務所が観光情報の提供を目的にしたブースを出展し、1,000人以上の来場があった。加えて、カナダでは、トロントにある双方の海外事務所がオンラインセミナー「Japan Travel Tips」を共催し、JNTO は訪日旅行の基本情報、JF は旅行で使える簡単な日本語と、それぞれの強みを生かしたレクチャーを実施した。また、2023年度は、日本酒、小水力発電、日本製スニーカー、漆塗り、アニメの専門家を海外に派遣し、講演、実演及びワークショップ等を実施した。「日本ブランド」を体現する専門家を通じて、日本の多様な魅力を発信することで親日層の拡大と将来的な訪日外国人旅行者誘致につなげる事業とした。

d) 日本食・日本食材等の海外への情報発信

- ① 海外で日本産食材を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として約6,000店舗認定してきた。また、2023年度は、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による日本産食材サポーター店等と連携した日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを実施した。
- ② 日本の農林水産物・食品の輸出拡大について、2023年度は、JETRO による海外見本市への出展（13回）、国内外の商談会（22回）、サンプル展示ショールームの設置（19か所）等、渡航制限の解除を踏まえ、リアルによる商談機会を拡充しつつ、引き続きニーズに応じたオンラインによる商談を行いながら、輸出促進に取り組む国内事業者へ総合的に支援した。

e) 国際放送による情報発信の強化

「放送法（昭和 25 年法律第 132 号）」に基づき、NHK にテレビ国際放送の実施を要請し、NHK においてテレビ国際放送と一体として放送を実施した。2024 年 1 月時点で約 160 の国・地域で約 4.2 億世帯が視聴可能となった。また、NHK において、利便性の向上及び視聴機会拡大に向けたインターネット配信の強化等の取組を推進した。

f) 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

海外メディアによる日本の魅力発信を支援するため、2023 年には外国メディア関係者の招へいを計 20 件（うち、訪日を伴う招へいは 13 件、オンラインでの取材は 7 件）実施した。また、在京外国メディア向けプレスツアーを計 4 回実施した。

g) 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

- ① 公益社団法人日本観光振興協会において、観光情報ウェブサイト「JAPAN 47 GO」を介して、地域の魅力ある精度・鮮度の高い季節情報及び行事・祭事情報を提供し、月間平均 50 万 PV を記録した。また、訪日外国人旅行者に対して、正確な英語により発信を行うとともに、多言語については AI 翻訳による発信方法を検討した。
- ② JNTO と連携し、日本文化の魅力を旅マエ・旅アトにオンライン発信することで、上質なコンテンツを求める層の誘客・周遊・リピートを促進した。

6 MICE の推進

(1) 新型コロナウイルス感染症による変化を踏まえた MICE 誘致・開催の意義の発信

新型コロナウイルス感染症の影響で、MICE（特に国際会議）の開催形態や外部環境が大きく変化したことを踏まえ、MICE 開催による総消費額及び経済波及効果を測定する「MICE 簡易測定モデル」の改訂に向けた国際会議に係る消費相当額の再算出を行った。また、経済効果以外の MICE 開催の意義（レガシー効果）についての調査を行うとともに、国内関係者に発信した。

(2) 政府一体となった MICE 誘致・開催

- ① 「新時代のインバウンド拡大アクションプラン（令和 5 年 5 月 30 日観光立国推進閣僚会議決定）」において、関係省庁が推進すべき MICE 関連施策が多く盛り込まれた。
- ② 2023 年 4 月に MICE 推進関係府省庁会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響により誘致・開催が一時滞っていた MICE について、大阪・関西万博等の開催の機会も捉えた関係府省庁の連携強化等を図った。

(3) MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信

- ① 国際会議等のレセプションやインセンティブ旅行を積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー等に対し、JNTO 等のウェブサイトを通じて情報発信することで公的施設等のユニークベニューとしての活用を促進した。また、会議開催地のコンベンションビューロー等と会議主催者の連携によるユニークベニューの活用支援や、インセンティブ旅行向けの新規のユニークベニュー活用等への支援を計 20 件行い、新規施設の掘り起こし及び既存施設の活用事例の蓄積による MICE 開催地としての各地域の魅力向上を図った。
- ② 国際会議については、開催地における実地参加者数の増加や開催効果の拡大、広域連携による魅力向上に資するエクスカージョン²⁷、テクニカルビジット²⁸等への取組を 18 件支援した。また、インセンティブ旅行については、ユニークベニューの活用やインセンティブ旅行向けコンテンツ造成への支援を計 9 件実施するとともに、PR 動画等の作成を行うことで、MICE 関係者に対して、成果を共有した。これら取組を通じて MICE 開催地としての各地域の魅力向上を図った。

²⁷ 国際会議等の開催中や開催前後に企画される視察旅行。

²⁸ 地元企業等への実地視察及び受入企業等との交流プログラム。

(4) 日本政府観光局（JNTO）等による MICE 誘致活動の強化

- ① JNTO において、2023 年 8 月から 2024 年 1 月にかけて、ソウル（韓国）、シンガポール、マニラ（フィリピン）、クアラルンプール（マレーシア）、ハノイ（ベトナム）、台北（台湾）及びバンコク（タイ）の 7 都市において、インセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めたインセンティブ旅行商談会を開催した。
- ② JNTO のウェブサイトにおいて、MICE 分野における日本のサステナビリティの取組を紹介するページを新たに作成し、日本及び各都市の取組について情報発信をしたほか、オンライン広告や SNS 等で情報の拡散を行った。また、SNS や MICE 専門見本市において、大阪・関西万博関連情報等を継続的に発信・提供した。
- ③ JNTO において、国際的に有力な MICE 主催者との関係を強化し、MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、2023 年 4 月に国際 PCO²⁹協会（IAPCO）とデスティネーション・パートナーシップ協定を更新した。また、IAPCO の人材育成プログラムを活用し、IAPCO から講師を招いた「MICE 上級者セミナー」を開催したほか、IAPCO のネットワークを活用して、有力な国際会議運営会社を欧州等から招請し、九州や西日本エリアの視察の実施及び IAPCO 総会において日本を PR するプレゼンテーションを行った。さらに、国際会議協会（ICCA）の総会に継続して参加し、国際会議の最新トレンド等について情報収集を行った。加えて、JNTO は 2023 年に ICCA 加盟 50 周年となり、長期にわたる連携を表彰された。
- ④ JNTO において、引き続きデータ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのマーケティング活動により収集・蓄積した各種データを組織内に適時共有するとともにウェブサイトとの連携を行い、新たな国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE 誘致力の強化を行った。
- ⑤ 我が国の MICE 開催件数の更なる底上げを図るため、MICE の誘致には積極的だがノウハウが不足している地方都市 5 都市に対し、コンサルタントによるトレーニングプログラムを実施した。

(5) MICE 誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

- ① JNTO において、学協会に所属する研究者等へのセールスアプローチを積極的に実施し、JNTO 及びコンベンションビューローの支援スキーム等の情報発信を行った。また、MICE アンバサダーを活用して、潜在的な国際会議主催者を対象とした国際会議主催者セミナーを実施し、誘致・開催のノウハウ向上を図るとともに、開催意欲の醸成を図った。さらに、MICE アンバサダーと連携し、アンバサダーが所属する学会の国際会議の誘致を行った。
- ② 共同主催国際会議を 9 件開催するなど、日本学術会議及び JNTO との協力の下、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を行った。
- ③ MICE 開催地におけるサステナビリティへの取組について世界的に関心が高まっていることを受け、国内の MICE 推進都市における取組を促進し、国内の MICE 誘致競争力の向上を図るため、MICE におけるサステナビリティの国際的評価指標や認証制度等についての調査及び 2 都市をモデルとして評価指標の取得を支援した。また、国際会議開催による CO₂ 排出量算出モデルを制作した。
- ④ JNTO において、MICE 業界の専門人材育成のため、体系的な人材育成プログラムとして初級・中級・上級向けにそれぞれ MICE セミナーをオンライン及び実地で開催した。また、セミナーでは現場経験豊かな講師陣による実践的コミュニケーション手法や最新のサステナビリティへの取組事例等を紹介した。さらに、国際会議主催者やコンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、効果的なプレゼンテーション指導のほか、国際本部からの視察への同行、開催候補地の提案、英文提案書作成におけるサポート等のコンサルティング活動を行い、複数の国際会議の日本開催決定に貢献した。
- ⑤ MICE 施設へのコンセッション方式導入を促進するため、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施した。また、MICE 施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラ

²⁹ 「Professional Congress Organizer」の略。会議運営サービス会社のこと。

ットフォームを作成した。

(6) 国際仲裁の活用による訪日促進

国際商取引の紛争解決の拠点としての我が国の魅力を広報するため、海外の企業等向けのプロモーションを行ったほか、2023年7月には司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントとして「国際仲裁・国際調停の未来と司法制度」を開催、2024年3月には国連機関、仲裁実務家等が参加する国際フォーラムを実施した。

7 IR 整備の推進

2022年度から行われてきた外部有識者からなる審査委員会での審査の結果、大阪の区域整備計画について「認定し得る計画」と評価されたことを踏まえ、「特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）」に基づき、2023年4月に同計画について認定を行い、同年9月には実施協定を認可した。

8 インバウンド受入環境の整備

(1) 交通機関の整備・外国人対応

a) 快適な旅を実現する環境の整備

- ① 新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通ネットワークを活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、訪日外国人旅行者も含め地方への流れを創出した。
- ② バスタプロジェクト³⁰の全国展開を推進した。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS³¹等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とするよう、検討を進めた。
- ③ 2017年度に英語を併記した規制標識の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新等に併せて順次整備した。2023年度末時点で、約228,000枚の規制標識「一時停止」に英字が併記されている。
- ④ 訪日外国人旅行者が移動そのものを楽しむことができるオープントップバス等の導入促進に向けて支援した。
- ⑤ JNTOポータルサイトにおいて、全国の観光列車が持つ魅力を紹介することで、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図った。
- ⑥ 2022年に引き続き、2023年7月から9月にかけて、「THE ROYAL EXPRESS」が道内を、2024年1月から3月にかけて、四国・瀬戸内を運行し、いずれの行程においても販売した全組が完売になるなど、観光列車を運行する取組が促進された。

b) 航空ネットワークの回復と強化

- ① 航空ネットワークの維持・確保、需要回復後の成長投資を下支えする観点から、航空会社や空港会社等に対して、令和5年度予算において500億円規模の空港使用料・航空機燃料税の減免や、無利子貸付等を支援した。また、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応するため、持続可能な航空燃料(SAF)の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を講じた。
- ② 空港制限区域内における自動運転レベル4相当（特定条件下における完全自動運転）の導入に向けた交差点走行等の実証実験を実施し、課題の抽出及び必要となるインフラや運用ルール等を検討した。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る取組を実施した。さらに、インバウンド需要の回復・増加に的確に対応するため、2023年2月にグランドハンドリングや保安検査等の空港業務を対象とした初の有識者会議を設置し、同年6月には「空港業務の持続的な発展に向けたビジョン」の中間とりまとめを公

³⁰ 鉄道やバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備するプロジェクト。

³¹ Mobility as a Service の略。あらゆる乗り物を、ITを用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステム。

表した。これを踏まえ、令和5年度補正予算「地方空港等受入環境整備事業費補助金」において、空港業務の人材確保・育成、職場環境改善等の取組に対する補助等を実施した。

- ③ 観光目的の外国籍ビジネスジェットに係る運航許可に関する航空局への申請期限を緩和するとともに、ビジネスジェット専用動線を整備（新千歳空港及び下地島空港）、又は供用を開始（那覇空港）するなど、空港利用環境等の整備を進めた。

c) 国際拠点空港等の整備

- ① 訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指し、必要な取組を進めた。具体的には、東京国際空港（羽田空港）においては、2020年3月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供を実施した。また、空港アクセス鉄道の基盤施設整備、国内線・国際線間の乗り継ぎ利便性向上のための人工地盤の整備、旧整備場地区の再編整備等を実施した。成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の年間発着容量50万回の拡大に向けた取組を進めるとともに、空港会社において、旅客ターミナルの再構築や航空物流機能の高度化等の検討を進めた。
- ② 国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費、ボーディングブリッジやCIQ³²施設の整備等の旅客の受入環境高度化を支援し、関係省庁が連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進した。
- ③ 旅客需要の回復を見据え、引き続き中部国際空港の第1旅客ターミナルの処理能力向上を目的とした取組を行うとともに、現滑走路の大規模補修を速やかに実施するための「代替滑走路事業」に向けた取組を推進した。
- ④ 福岡空港においては、滑走路処理能力の向上を図るため、2024年度の供用開始に向けて「滑走路増設事業」を実施し、北九州空港においては、国際貨物輸送の拠点機能向上を図るため、2023年度から「滑走路延長事業」に着手した。また、那覇空港においては、空港の利便性向上を図るため、「国際線ターミナル地域再編事業」を、新千歳空港においては、航空機や除雪車両の地上走行における混雑緩和等を図るため、誘導路複線化等を実施した。
- ⑤ 関係地方公共団体や地元経済界を対象とした勉強会等を実施し、空港コンセッションを導入した場合の効果等について情報発信を行い、機運醸成に努めた。
- ⑥ 引き続き、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編（上下分離）を2025年までに段階的に実施する。2023年度は、東日本空域における上下分離を一部完了した。
- ⑦ 今後予想される航空需要の回復・増加に対応するため、効率的な操縦士養成手法の導入に向けた調査の実施、国家資格についてのより合理的で利便性の高い試験方式の導入及び航空大学校における操縦士の着実な養成、外国人材の活用等による整備士の養成の促進、航空業界を志望する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行った。

d) クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

- ① 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」について、クルーズ船内における公衆無線LAN環境整備を支援した。
- ② 2023年の訪日クルーズ旅客数は35.6万人、我が国港湾への総寄港回数は前年比約2.5倍の1,854回となった（速報値）。
- ③ 関係業界団体等による感染防止対策ガイドライン等を踏まえ、船内や旅客ターミナル等での感染予防対策を徹底した上でのクルーズの実施を促進した。また、2023年9月には、新型コロナウイルス感染症

³² 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の総称。

へのこれまでの取組や今後の在り方を整理した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」の公表等を行った。さらに、クルーズ再興に向け、感染防止対策を含む旅客ターミナル等における受入環境整備や、クルーズ船社と寄港地の相互理解促進に資する取組等、ハード・ソフト両面にわたり支援した。

- ④ 「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」について、横浜港や神戸港等の計 12 港でボーディングブリッジの設置や旅客上屋の改修、屋根付き通路の整備等を行う事業を採択した。また、クルーズコンタクト窓口を設け、クルーズ船社や港湾管理者及び地方公共団体等からのクルーズ船の寄港に関する問合せに対応した。
- ⑤ 下関港等の「国際旅客船拠点形成港湾」において、岸壁等の整備を推進した。また、「国際旅客船拠点形成港湾」の港湾管理者に対して説明会を実施し、クルーズ再興に向けた対応方針を共有した。さらに、酒田港や和歌山下津港等において、クルーズ船の安全な受入検討を行う取組を支援した。
- ⑥ 「クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業」について、地元製品の消費喚起を目的とした船内プロモーションや地域の魅力を生かしたクルーズ寄港促進に向けた商品造成、水上交通と組み合わせたツアー造成等、23 事業を採択した。また、2023 年度は、みなとオアシスとして新たに3か所（須崎港、和倉港、宇治山田港）の登録を実施した（2024 年 1 月 1 日時点で 160 か所登録）。
- ⑦ 上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会を実施し、港湾管理者とクルーズ船社とのマッチングを行うことで、瀬戸内海や南西諸島等を含めた周遊ルートの開拓を進めた。
- ⑧ 全国の港湾において大型のプレジャーボートが係留可能なマリーナ・公共岸壁に関する実態調査を実施した。
- ⑨ 空港、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設等を重点分野とする「PPP³³/PFI³⁴推進アクションプラン（令和 5 年改定版）」を 2023 年 6 月に決定し、各分野の事案件数について、原則として 2022 年度からの 5 年間で少なくとも具体化すべき目標に加えて、同年度からの 10 年間で具体化を狙う野心的なターゲットを設定した。
- ⑩ JNTO は、2023 年 4 月、11 月に北米最大規模のクルーズ専門見本市、商談会へそれぞれ出展し、船会社や旅行会社とのネットワーキングに努めたところ、前年度よりも具体的な予約、販売に関しての商談に至った。また、2024 年 2 月に米国クルーズ船社と連携して、旅行会社を日本へ招請し、寄港地コンテンツ等のプロモーションを実施した。

e) 国際交通機関へのアクセス向上

東京国際空港（羽田空港）において、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けて調整を行った。また、空港整備事業として、JR 東日本羽田空港アクセス線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備に本格着工したほか、引き続き、京急空港線引上線の鉄道基盤施設整備に必要な歩行者通路の切回し工事を実施した。さらに、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けて検討を進めた。加えて、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上を図るため、2023 年度も引き続き、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸する工事を実施した。

f) 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化と M a a S の実装推進

- ① 交通事業者が地域の観光資源とタイアップし、観光イベントの実施、車両等の観光資源化・関連施設の高品質化等に取り組むことにより、地域の集客力とアクセス性の向上を両立しつつ、地域観光の高付加価値化を目指す事業の取組に支援することで、観光地の魅力向上と交通事業者の高品質化の両立を図った。

³³ Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

³⁴ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

② 公共交通事業者等が実施する、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進める取組や、災害等非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るためにスマートフォン等の充電環境を確保する取組に対して支援を推進した。

③ 「日本版 MaaS 推進・支援事業」において公募を行い、全国 6 事業を選定し、観光分野含め幅広い事業者との連携を行う取組等について、社会実装に向けて支援した。また、MaaS の基盤整備として、公共交通機関のデータ化については 10 事業者、キャッシュレス化については 37 事業者、AI オンデマンド交通やシェアサイクル等、新型輸送サービスの導入については 44 事業者に対して支援し、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備した。

④ 【再掲】第Ⅱ部第 2 章第 1 節 9 ②

⑤ 2020 年に自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化したことを踏まえ、引き続き、既存の交通事業者では対応しきれない地域の観光資源へのアクセスに活用されるよう制度の適切な運用を図った。また、2024 年 3 月に許可・登録を要しない無償運送に関するガイドラインを策定した。

g) MaaS 等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援

① 第 14 回全国シェアサイクル会議を 2024 年 1 月に開催し、地方公共団体や事業者情報発信を行うことにより、シェアサイクルの導入促進に努めた。

② 日本の配車アプリの多言語化を進め、訪日外国人旅行者等が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備した。また、外国語対応ドライバーの採用・育成や、多言語タブレット等の活用促進、キャッシュレス決済への対応の推進等により、訪日外国人旅行者等が快適に国内を移動できるよう、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備した。さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を促進するとともに、空港・主要駅における訪日外国人旅行者対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図った。主に訪日外国人旅行者を相手として行われる、「道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）」に違反する自家用車を使用したタクシー行為、いわゆる「白タク」行為については、関係府省庁と連携して対応してきた。2023 年度には、新型コロナウイルス感染症に起因する水際対策が緩和されて以降、訪日外国人旅行者が増加している状況を踏まえ、警察と連携して、成田国際空港・東京国際空港（羽田空港）をはじめ国内主要空港等において白タク防止を呼びかける啓発活動を実施するとともに、警察に対して、白タク行為と疑われる事案に関する情報を提供するなど、白タク対策を強化した。

③ 【再掲】第Ⅱ部第 2 章第 2 節 8 (1) f) ③

h) 公共交通事業者等による利便増進措置

① 「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）」（国際観光振興法）に基づき、観光庁長官が指定した区間において、公共交通事業者等による訪日外国人旅行者の利便を増進するための実施計画の作成や同計画に基づく措置を通じて、我が国の訪日外国人旅行者向けサービスの更なる向上を図った。

② 旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、QR コード付きデジタル乗車券の導入等、インターネット予約環境の一層の充実やスマートフォンを使用した新たな乗車決済環境の整備を促進した。

i) 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化

訪日外国人旅行者向け企画乗車券検索ウェブサイトの試行により、「Japan Rail Pass³⁵」等の訪日外国人旅行者向け企画乗車券の利用促進を行い、「Japan Rail Pass」について価格改定が行われ、利用者

³⁵ 観光目的の短期滞在で訪日する外国人等、利用資格を満たす旅行者を対象に、JR グループ 6 社が共同して提供する JR 各社の鉄道及び路線バス等が乗り降り自由で利用できる特別企画乗車券。

は追加料金を支払うことでのぞみ・みずほ号への乗車が可能になった。

j) 観光地へのアクセスの利便性向上

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図った。

k) わかりやすい道案内等の充実

- ① 道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を推進した。
- ② 「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」(2024年3月末においては108機関が登録)において、スマートフォンアプリケーション(GPS機能)を活用し、2022年の来道外国人旅行者の周遊・滞在状況を把握し、2019年の状況と比較するなど、データの把握・共有・活用を実施することにより、インバウンドの受入環境整備・改善を推進した。また、取組を推進するため、2023年7月に北海道ドライブ観光促進プラットフォーム会合を開催し、データの活用方法等について意見交換した。

l) 幹線鉄道の整備

- ① 2024年3月に北陸新幹線(金沢・敦賀間)が開業した。また、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)については、工事延長(212km)のうち約8割を占めるトンネル区間や、高架橋・橋りょう等において、安全や環境に配慮し、関係者と協力をしつつ、工事を進めた。さらに、未着工区間である北陸新幹線(敦賀・新大阪間)については、従来、工事实施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を先行的・集中的に実施した。加えて、九州新幹線(西九州ルート)については、関係者との協議を進めた。
- ② リニア中央新幹線品川・名古屋間については、生態系等の環境保全に関して、2022年6月に有識者会議を立ち上げ、2023年12月に報告書を取りまとめるなど、着実に取組を進めた。また、リニア中央新幹線開業に伴う東海道新幹線の利便性向上等のポテンシャルについて調査し、その結果を2023年10月に公表した。さらに、名古屋・大阪間については、同年12月にJR東海が計画段階配慮書の作成にあたって必要となる概略ルートの絞り込みと概略の駅位置の選定のためのボーリング調査を開始し、環境影響評価に着手した。
- ③ 東海道・山陽新幹線における「特大荷物コーナーつき座席」の導入等、訪日外国人旅行者のニーズが高い、移動時の大きな荷物の保管場所となる鉄道車両内の大型荷物置場の拡充を促進した。

m) 都市鉄道の整備

都市鉄道の機能強化を通じて、まちづくりと連携した公共交通のネットワークの充実度を高めるため、東京メトロ有楽町線と南北線の延伸や、なにわ筋線等の整備事業を着実に推進した。

n) 高速道路の整備等

観光振興のため、高速道路会社等が、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図るとともに、平日のみの利用についての割引拡充により、平日への観光需要の平準化に取り組んだ。また、訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図った。

o) 地域内の道路・「道の駅」の整備

- ① 観光や防災等の地域拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」の電気自動車(EV)の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進するとともに、災害時には地域外の利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を実施した。
- ② 「道の駅」第3ステージとして、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所のJNTO認定取得を

促進するなど、インバウンド対応を強化した。

- ③ 「道の駅」が民間企業やDMO、「日本風景街道」等と連携した取組を促進することにより、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図った。
- ④ 「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、引き続き、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を6件支援した。
- ⑤ 【再掲】第Ⅱ部第2章第1節7（3）②

p) 道路交通の円滑化

- ① 【再掲】第Ⅱ部第2章第1節10（7）③
- ② 【再掲】第Ⅱ部第2章第1節10（7）④

q) 旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させた。また、キャッシュレス決済システムの整備等、快適で安全・安心な旅行ができる環境整備を図った。

r) マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

マリンレジャーの拠点である「海の駅」やボート関連イベント等において、クルージングの魅力やマリンチック街道を周知するとともに、地方公共団体や関係団体等と連携して、クルージング等のマリンレジャーの体験機会を提供する取組を年間計27回全国各地で実施した。

s) 港湾空間・みなとオアシスの整備等

- 【再掲】第Ⅱ部第2章第2節8（1）d）⑥

(2) 出入国に関する措置等の受入体制の確保

a) ビザ緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組んだ。また、観光立国の実現及び二国間の人的交流促進のため、政府全体の受入環境整備の進捗状況や諸外国の要望も踏まえつつ検討を重ねた結果、一連の査証発給要件の緩和を実現した。2023年11月末時点で、我が国は70の国・地域に対して一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施するに至った。さらに、ビザ緩和国においては、訪日旅行を促進するため、JNTOを通じて、SNS等を活用した情報発信等の積極的なプロモーションを展開した。加えて、国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）のための新たな在留制度を2024年3月に創設した。

b) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ① 成田国際空港においては、入国の待ち時間の公開に向けた関係者との調整を引き続き行った。関西国際空港においては、入国の待ち時間の公開に向けた検討を引き続き進めた。また、今後、訪日外国人旅行者数の大幅な増加が見込まれることから、出入国審査を更に円滑化する必要があるため、以下の取組を実施した。
 - ② 訪日外国人旅行者数の回復及び今後の増加を見据え、バイオカードをはじめとした審査機器の今後の在り方について検討を進めた。
 - ③ 2024年2月に台湾におけるプレクリアランス（事前確認）を実施した。

- ④ 航空機の乗員を自動化ゲートの利用対象とすることについて、実施上の問題点の洗い出し等を行った。
- ⑤ 出入国者数の今後の増加を見据え、顔認証ゲートのより円滑な運用のための機能改修等を検討した。
- ⑥ 出入国審査業務の充実強化として、2023年度において入国審査官 27 人を増員した。また、空海港施設の供用開始に伴い、松山空港ターミナル及び厳原港国際ターミナルにおいて、審査端末機器の増配備を行った。さらに、検疫所職員の 49 人増員や検査機器等の物的体制の整備を行い、検疫体制の強化を図った。加えて、税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、税関職員を 21 人増員するとともに、X 線検査装置等の取締・検査機器の整備を実施した。
- ⑦ Visit Japan Web について、2023 年 4 月、訪日外国人旅行者が日本滞在中に免税購入で活用できるよう必要な機能拡充を行った。また、2024 年 1 月には、利用者の更なる利便性向上のため、入国審査用の二次元コードと税関申告用の二次元コードを統一した。
- ⑧ 急増する訪日外国人旅行者等の円滑な入国と国の安全を確保するための厳格な水際対策を両立させるため、税関では、事前旅客情報 (API³⁶) や乗客予約記録 (PNR³⁷) を 24 時間体制で分析・活用し、旅行者等の効率的かつ効果的な検査を実施した。また、従前より取り組んでいる全ての航空会社からの電子的な PNR 取得の推進、国内関係機関との連携の推進、外国税関当局等との PNR の分析手法に関する意見交換、AI の積極的活用等による情報収集・分析の強化を継続して行った。さらに、出入国在留管理庁においても、訪日外国人旅行者数が新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻りつつある中、航空会社からの PNR の電子的な報告の促進や、外国出入国在留管理当局との積極的な情報交換等国内外の関係機関との情報連携を推進するとともに、AI を活用して情報分析の精度の向上を図るなどして、円滑かつ厳格な入国審査を実施した。
- ⑨ 海外の空港で本邦に渡航予定の外国人に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを実施し、スクリーニング結果を航空会社に通知する仕組みにより、航空会社が出発空港において渡航者の搭乗の可否を判断することが可能となる相互事前旅客情報システム (iAPI) の開発を引き続き実施した。また、渡航前において将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入を検討した。
- ⑩ 国際テロの脅威が高まる中で、航空需要の回復・増大を踏まえ、航空保安検査の効率化を図りつつ厳格化を実現するため、スマートレーン等の先進的な保安検査機器の導入推進を図った。また、航空保安検査の実施主体及び費用負担の在り方を有識者会議において検討し、実施主体を航空会社から空港管理者に移行し、費用については、透明性を確保した形での旅客からの負担とともに、関係者の一定の負担からなる仕組みを構築するという見直しの方向性について、2023 年 6 月にとりまとめた。
- ⑪ 世界最高水準の旅客サービスの実現に向け、自動チェックイン機・自動手荷物預け機等の先端機器の導入や新たな出入国手続に対応するための環境整備により、搭乗関連手続の円滑化を図るとともに、複数航空会社間でチェックインカウンターを共用化するシステム (CUTE システム) 等の導入により、旅客動線の合理化・高度化を図り、旅客手続の非接触・非対面化による接触リスクを低減し、旅客動線の横断的な効率化や高度化を図った。また、関西国際空港については、運営権者において、民間の創意工夫を生かした機能強化が図られており、2023 年 12 月には新国際線出発エリアがオープンするなど、国際線キャパシティを向上させるため第 1 ターミナルにおける国際線及び国内線エリアの配置の見直しによる施設配置の再編や旅客体験の向上のための商業エリアの充実等を含む第 1 ターミナル改修等の同空港の機能強化を推進した。
- ⑫ 入国者数の今後の増加を見据え、次期バイオメトリクス読取装置の仕様に係る検討等を行った。
- ⑬ 増加する訪日外国人旅行者に対応するため、税関検査場電子申告ゲートを適正に運用するとともに、税関検査場電子申告ゲートを配備していない空港についても二次元コード読取端末の増配備を行うこ

³⁶ Advanced Passenger Information の略。船長又は機長が入出港前に報告する旅客及び乗組員の氏名、国籍等に関する情報。

³⁷ Passenger Name Record の略。航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

とで、入国旅客の電子申告の環境を整備した。また、税関検査場電子申告ゲート等の利用拡大にデジタル庁等と連携して努めつつ、更なる旅客の利便性向上のため、二次元コードの読み取り・確認に係る操作の簡素化を実施した。

- ⑭ 重要ビジネス旅客や国際会議関係者等へのファーストレーンの利用促進について、訪日外国人旅行者の回復状況や日本における国際会議の開催状況を踏まえながら、空港関係者で課題整理等を進めた。
- ⑮ 小規模出入国拠点や海港で用いられる携帯型審査端末で電子 ED カード³⁸が利用できるようシステムテスト等を実施し、小規模空港に導入した。
- ⑯ 動植物検疫制度に関する多言語のリーフレット等の空港の輸出検疫カウンター等での配布、ウェブサイトへの掲載を行った。また、成田国際空港等の輸出検疫カウンターにおいて、農畜産物の輸出検査を実施した。さらに、二国間条件が定められている米国向けのお土産（個人消費用の携行品）である牛肉輸出について、スムーズな輸出検査に向けた体制を構築した。

(3) 観光地等の訪日外国人旅行者対応の推進

a) 観光地のインバウンド対応の支援

- ① **【再掲】第Ⅱ部第2章第1節3(5)**
- ② JNTO のウェブサイト等を活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対するプリペイド SIM 等の提供情報を周知した。また、訪日外国人旅行者の旅行中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、引き続き、観光案内所、ターミナル、車両、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料 Wi-Fi 等インターネット利用環境の整備を進めた。さらに、2023 年度において、携帯電話が利用できない地域の解消等のため、「携帯電話等エリア整備事業」を実施し、通信環境の整備を促進するための対策を講じた。
- ③ 訪日外国人旅行者に対し、わかりやすい共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカーの掲出を通じて、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料 Wi-Fi スポットの情報発信を引き続き行った。
- ④ 訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する洋式便器の整備や公衆トイレの高機能化を促進した。

b) 通訳ガイドの質・量の充実

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節4(3)

c) 観光案内拠点の充実

2023 年度に北海道地方や近畿地方等で計 5 回開催された JNTO 主催認定案内所地域セミナーにて、案内所関係者に対して、2023 年 3 月に改定した「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」の改定箇所の説明及びとりまとめた機能強化に係る取組事例を周知した。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性向上のため、AI チャットボットや多言語音声ガイド等の先進機能の整備やオンラインコンテンツ作成を支援した。

d) 観光地域における案内表示等の充実

国宝（建造物）等が所在する 26 地域、国立公園 7 か所を含む 41 地域において、訪日外国人旅行者にとってわかりやすく魅力的な解説文を作成した。また、本事業で作成した英語解説文を元にした中国語及び韓国語解説文作成を支援した。

e) 通信環境の整備促進

2023 年度において、携帯電話が利用できない新幹線トンネル等を解消するため、「電波遮へい対策事

³⁸ 外国人入国記録に係る情報を、外国人が入管法施行規則第 5 条に定める電子的な方法により事前に登録アプリ（Visit Japan Web サービス）に登録することで作成される二次元コード（QR コード）のこと。（ED: Embarkation/Disembarkation の略）

業」を実施した。また、北陸新幹線の延伸区間のトンネル対策については、2022年度までに予算措置した事業を引き続き実施し、2023年度内に対策を完了した。

f) 誰しもが一人歩きできる環境の実現

- ① ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応した AI による多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に引き続き取り組んだ。
- ② 手ぶら観光カウンター（免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターを含む。）の機能向上に対する支援を2件行い、手ぶら観光カウンターの設置を促進するとともに、手ぶら観光カウンターに関する情報を広く発信し、認知度向上を図った結果、新たに24件の手ぶら観光カウンターを認定した。

g) 外国人患者受入体制の充実

- ① 外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含めた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について、全国で2,222か所の整備を実施した（うち都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は1,703か所）。また、外国人患者受入環境整備を進めるため、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心とした医療通訳者等の配置支援、外国人患者受入れ医療コーディネーター養成等を実施するとともに、地方公共団体において地域の外国人患者受入体制等を協議する場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備を支援した。
- ② JNTO ウェブサイトやアプリ等で「外国人患者を受け入れる医療機関」について情報提供した。また、外務省や経済産業省と連携し、各国大使館や宿泊施設、旅行会社等に対し周知した。
- ③ 訪日外国人旅行者に対し、JNTO のウェブサイトや海外での誘客イベント、在京大使館を通じた旅マエから保険加入の必要性を周知するとともに、入国時においても Visit Japan Web や空港・港湾でのポスター掲示等によって、インバウンド旅行保険の加入促進を図った。また、厚生労働省と連携し、宿泊関係団体に対し、民間医療保険加入促進について周知及び協力を依頼した。

h) キャッシュレス環境等の改善

銀行（地方銀行含む。）に対し、ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促した。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等における多言語音声翻訳システムの活用に加えて、観光地の飲食店、小売店等における多言語対応、先進的決済の導入を含めた受入環境の面的整備を支援した。

i) 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できる環境整備を図るため、観光庁が作成した「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の改定や周知等により、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図った。

j) 伝統芸能等における外国人対応の推進

- ① 国立劇場各館では、2023年5月から2024年3月にかけて、外国人のための歌舞伎等の鑑賞教室である Discover 公演を計7回上演した。国立能楽堂で開催された「Discover NOH & KYOGEN」公演において、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）による字幕表示を行うなど、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実に取り組んだ。
- ② 【再掲】第Ⅱ部第2章第2節8（3）d

k) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた受入環境整備

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において、万博来場者を会場のみならず日本全国に誘客するための観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」の構築を進めるなど、

大阪・関西万博開催に向けた来場者の受入環境整備を進めた。

l) 2027年国際園芸博覧会に向けた受入環境整備

2023年8月に開催された「2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議」において決定された「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に基づき、全国の国営公園との連携や、花き関連イベント等との連携等必要な取組を行った。

m) ランドオペレーターの登録制度の適切な運用

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダмпिंग契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業の登録制度の周知等を実施し、制度の適切な運用を図った。旅行サービス手配業者については、2023年4月1日時点で、2,132社の登録がなされている。

9 アウトバウンド・国際相互交流の促進

(1) アウトバウンドの促進

- ① 2023年3月に策定した「アウトバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」の取組として、同年5月にイン・アウト双方の観点から「当面の重点デスティネーション」として24の国・地域を選定するとともに、関係業界や各国・地域の政府観光局等と連携し、「今こそ海外！宣言」の発出をはじめとする当該国・地域の魅力発信や海外旅行の機運醸成の取組を推進した。
- ② 関係業界や各国・地域の政府観光局等と連携し、観光庁のウェブサイトやSNSを活用して、現地の観光情報や海外旅行の魅力を発信した。また、2023年10月に日本人の海外旅行の動向に関するシンポジウムを行った。
- ③ 若者に旅の意義や素晴らしさを伝え、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力を自ら発信することができる観光人材を育成するため、2023年度は19校で「若旅★授業」を実施した。また、「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等、学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」の活用を促進するなど、「地方創生・観光を加速する拠点」となる取組を推進した。

(2) 日本人海外旅行者の安全対策

日本人海外旅行者の安全性を向上させるため、旅行安全情報共有プラットフォームについて、外務省の「たびレジ³⁹」と連携して海外の現地危機情報を発信したほか、テロや自然災害等の発生時に安否確認を実施できる体制を保ち、都市別安全情報の更新も行った。また、それらの知名度向上・利用促進のため広報周知を行った。

(3) 姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市交流を行っている団体のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体について表彰（総務大臣賞）し、広く全国に同団体の取組を紹介した。

(4) 留学生の増加と活用

文部科学省は、G7教育大臣会合「富山・金沢宣言」⁴⁰等を踏まえ、日本人学生等の海外経験・留学支援に係る取組の促進、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援や国内就職支援等の受入環境整備、外国大学との単位相互認定等の拡大に係る取組を行った。また、外務省と連携し、優秀な外国人留学生獲得のための広報・情報発信を行った。

(5) 訪日教育旅行の促進

- ① JNTOのウェブサイトを通じて、訪日教育旅行の受入側・訪問側双方におけるメリットや事例等を発信したほか、海外からの問合せに対して日本の受入先へ取り次ぐなどの対応を取った。また、2023年10

³⁹ 「たびレジ」に登録すると現地の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届く、無料配信サービス。大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急事態が発生した場合、被害の状況によっては、現地の大使館・総領事館から、緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援等を受けることができる。

⁴⁰ 2023年5月に、富山県（富山市）と石川県（金沢市）において、G7富山・金沢教育大臣会合を開催。「コロナの影響を踏まえた今後の教育のあり方」をテーマとして議論を行い、会合の成果として「富山・金沢宣言」をとりまとめた。

月にオーストラリアにて教育関係者や旅行会社を対象としたセミナーを開催し、日本で体験できるプログラムのプレゼンテーション等を地方公共団体と協力して実施した。

② 文部科学省は観光庁及びJNTOと連携し、訪日教育旅行の教育的意義について、国際理解教育担当指導主事等連絡協議会等を通じて、教育部局・学校に対し周知した。

③ 学校関係者と旅行会社が連携して行う、教育的に付加価値の高い海外教育旅行のプログラム開発に対し支援した。また、2024年3月にシンポジウムを開催し、普及・啓発活動を行った。さらに、ウェブサイト「海外教育旅行のすすめ」に事例集を掲載し、情報の充実を図った。

(6) ワーキング・ホリデー制度の導入促進

インバウンドのV字回復を意識しつつ、国内外の需要等を適宜に把握することにより、人的交流の拡大と青少年の相互理解の促進を目的とするワーキング・ホリデー制度の新規導入国の拡大に向けた検討作業を行った結果、2023年にはウルグアイ、フィンランド及びラトビアとの間でワーキング・ホリデー制度を開始したほか、英国とは、ワーキング・ホリデーの人数枠を大幅に拡大することで一致した。

(7) 海外の青少年等との交流促進

日本への関心・理解・支持の拡大を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進した。

(8) 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

2024年1月、地方公共団体の国際的取組への支援を目的として地方公共団体の職員等を対象とした地方連携フォーラムをウェビナー形式で開催した。「経済外交と官民連携」、「地方公共団体の中古消防車・救急車等を通じた国際貢献・地方交流」、「新型コロナウイルス感染症下後のインバウンド観光の最新動向と地方における取組」のテーマの下、関連分野に知見を有する政府関係者等による講演及び参加者との意見交換を実施した。

(9) 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度より延期が続いている日中韓観光大臣会合について、新型コロナウイルス感染症流行後初となる実施に向けて日中韓で協議した。

(10) 二国間の観光交流の取組の推進

観光当局間の協議としては、2023年7月に第10回日豪観光交流促進協議を長野県で、同年12月に第37回日韓観光振興協議会を富山県で、2024年3月に日土観光交流促進協議会をイスタンブール（トルコ）でそれぞれ実施した。また、2023年11月には駐日米国大使館公邸にて、国土交通省と在日米国大使館との間で日米観光交流年2024における協力覚書に署名したほか、フィリピン観光省との間で「観光分野における協力覚書」を締結した。

(11) 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

日ASEAN友好協力50周年の機会を捉え、「日ASEAN観光大臣特別対話」を2023年10月に東京で開催し、日ASEAN地域における持続可能な観光の実現や相互交流の促進に向けた取組について議論した。また、本対話での議論を踏まえ、「日ASEAN観光大臣特別対話共同声明」を発出した。

(12) 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の取組を通じて、観光振興に必要となる情報の提供や提言等の協力を行った。また、ASEAN諸国に対し、日本アセアンセンターによる取組を通じて、観光振興、人材育成事業等の協力を行った。

(13) 海外における日本語教育

新型コロナウイルス感染症に伴う制約が無くなり、日本語専門家の派遣、日本語教師の訪日研修等の人の移動を伴う事業が通常に戻った中、様々な形で海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。また、新型コロナウイルス感染症流行前から充実を図ってきたeラーニングコンテンツや日

本語教材を幅広く活用し、海外における日本語教育の普及・拡大を通じて対日理解の促進や日本への親近感の醸成を図った。

10 国際観光旅客税の活用

国際観光旅客税収（旅客税財源）については、国際観光振興法及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（基本方針等）において、使途を3つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。2023年度の旅客税財源については、基本方針等に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。また、2024年度の旅客税財源については、民間有識者の意見を踏まえつつ、基本方針等に基づき、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。

第3節 国内交流拡大戦略

1 国内旅行需要の喚起

(1) 全国旅行支援の着実な実施

新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた宿泊業、旅行業、貸切バス等の交通機関や幅広い地域の関連産業を支援するため、全国旅行支援の実施により、旅行需要の喚起を図った。

(2) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1

(3) 消費拡大の効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節2

(4) 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節3

(5) 交通機関の整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節8（1）

(6) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした国内観光振興

大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、観光資源の磨き上げやコンテンツ充実への取組を支援するとともに、万博を契機に地域周遊を促進するための取組を支援した。また、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において、万博来場者を会場のみならず日本全国に誘客するための観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」の構築を進めた。

(7) 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の促進のため、観光関連事業者と連携して、「平日にもう1泊」キャンペーンを実施した。また、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進した。

(8) 「新・湯治」等の推進

温泉地の活性化を図るため、「チーム新・湯治」の活動を展開し、2023年10月の全国大会や3回のセミナーの開催等を通じた情報共有、交流機会の創出を行った。また、温泉地全体で得られる療養効果を把握・情報発信するための「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」を、各温泉地における自主的な取組として継続していくためのモデル事業を実施した。さらに、温泉の保護及び災害の防止対策の充実を図るため、都道府県等による温泉法の施行状況等について調査し、必要な助言等を行った。

(9) 「海事観光」の情報発信の強化

全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ⁴¹」内の海事観光ページにおいて、地域別及びカテゴリ別に情報を集約し、複数の海事観光資源を組み合わせる楽しむ海事観光のモデルプラン

⁴¹ 海と船の情報ポータルサイト 海ココのこと。

を紹介した。また、「C to Sea プロジェクト⁴²」の SNS（フォロワー 1 万人以上）及び「海ココ」を活用し、官民の取組と関係者間の連携を図りながら、海の絶景や船旅等の情報を発信した。

（10）水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めた。また、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進した。さらに、自然体験プログラムの開催の場ともなる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用を促進した。

2 新たな交流市場の開拓

（1）ワーケーション、プレジャー等の普及・定着

企業のワーケーション実施率向上を目的とした、企業ニーズに即したプログラム造成を行うためのモデル実証を実施した（10 件）。また、企業及び地域のワーケーションに対する理解促進と併せて、企業と地域の交流機会の創出を目的としたセミナー及び経営層向け体験会をワーケーション推進地域で実施した（セミナー 8 回・経営層向け体験会 3 回）。さらに、ワーケーションの普及を集中的に促進するため、テレワーク・官民推進協議会と連携して、2023 年度より 11 月を「ワーケーション月間」とし、ワーケーション実践者の更なる拡大に向けて情報発信を行った。

（2）第 2 のふるさとづくり等の推進

① 反復継続した来訪の促進を目的とする第 2 のふるさとづくりプロジェクトにおいて、地域での学び・体験や地域住民との交流を通じた地域との深い関係性を構築するための仕組みづくりや、反復継続した来訪に適した滞在環境及び移動環境の整備を行うためのモデル実証を 18 地域で実施した。また、第 2 のふるさとづくりに取り組む関係者間の交流の場として、2022 年に立ち上げた「第 2 のふるさとづくり推進ネットワーク」を活用し、モデル実証地域における現地交流会、地方公共団体向けセミナーを開催した。

② 「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」により、14 地域に対し地域と連携しながら、レガシーとなる新たな観光資源の形成に関する実現可能性調査等を実施した。

（3）ユニバーサルツーリズムの推進

① 誰もが気兼ねなく参加できる旅行（ユニバーサルツーリズム）の普及、定着を目指し、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の研修動画の作成・公表を行うとともに、認定施設のモニターツアーを実施し情報発信を行った。また、旅行会社が商品造成時に観光施設に求めるバリアフリー情報の検証を実施するとともに、障害の種別等に応じた旅行商品造成に資するノウハウ集を作成した。

② 高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポット等におけるバリアフリー化を引き続き推進した。

③ 高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化の取組に対し、「宿泊施設インバウンド対応支援事業」として措置された予算を活用し支援した。

④ 空港ビル等公共交通事業者に対し、2023 年 10 月の空港施設 UD（ユニバーサルデザイン）セミナーを通じて、各空港ビルディングでのバリアフリー化の取組優良事例を周知した。

⑤ 鉄道駅について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（バリアフリー法）に基づき、エレベーター、ホームドア、バリアフリースイレをはじめとするバリアフリー化に向けた取組を推進するため、94 件の事業を支援した。

⑥ 真の共生社会を実現することを目的として行われた「新幹線のバリアフリー検討会」及び「特急車両のバリアフリー対策に関する意見交換会」にて議論し、2020 年 8 月に公表した「新幹線の新たなバリア

⁴² 「海に行く」「船に乗る」「海を知る」につながる、様々な新しいアクションを実際に起こすことで、子供や若者をはじめとする多くの人々にとって、海や船が更に楽しく身近な存在になるような世の中を目指し、2017 年の「海の日」を機に開始したプロジェクト。

フリー対策について」及び 2022 年 1 月に公表した「特急車両における新たなバリアフリー対策について」を受け、新幹線・特急車両における車椅子対応座席のインターネット予約環境の充実を図るなど、鉄道における車椅子利用環境の改善に向けた取組を促進した。

(4) 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

- ① バリアフリー法に基づき指定された特定道路について、全ての人が円滑に移動できるよう、バリアフリー化を推進した。また、同法に基づき指定された特定道路等で、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る事業について重点支援した。
- ② 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化に向けて、2023 年 6 月に「人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間 DX 研究会」と有識者を含めた 2 つのワーキンググループを立ち上げ、現地実証の結果等を踏まえたデータ整備プラットフォームのプロトタイプ構築やデータ整備仕様の改定について検討した。また、施策の普及・展開を目的とした研究会の活動として、2024 年 1 月にシンポジウムを開催した。
- ③ バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進した。特に、空港アクセスバス（リフト付きバス等）や UD タクシーの普及に向け支援した。
- ④ バリアフリー法に基づく 2025 年度末までの整備目標の達成に向けて、バリアフリー化したタクシー車両の普及を促進した。特に、UD タクシーの普及に向け支援した。
- ⑤ 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報活動及び啓発活動の一環として、バリアフリートイレ、車椅子利用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター及び車両等の優先席の適正な利用の推進に向けて、キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進した。
- ⑥ 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、2024 年 3 月末までに 1,694 施設を認定し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進した。
- ⑦ バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、国土交通省のウェブサイトにおいて「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進した。
- ⑧ 1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた 1 日当たりの平均利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満の旅客施設等について、原則として全てバリアフリー化することとするなどの 2025 年度末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、バリアフリー教室の実施による心のバリアフリーの推進等、引き続きハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進した。

(5) 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するための「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」を策定しており、交通事業者への継続的な周知や実態調査等を行うことで、更なる接遇レベル向上を図った。

(6) 身体障害者等の運賃割引の促進

公共交通事業者による身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者及びその介護者に対する運賃割引が実施されているところであるが、精神障害者に対する運賃割引導入事業者の更なる拡大に向け、公共交通事業者等に対し、引き続き理解と協力を求めた。

3 国内旅行需要の平準化の促進

(1) 平日旅行需要喚起キャンペーンの実施

観光関連事業者と連携して、「平日にもう 1 泊」キャンペーンを実施し、国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の促進に取り組んだ。

(2) 休暇を取得しやすい職場環境の整備

2019年4月に改正法が施行された「労働基準法（昭和22年法律第49号）」に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられたこと等について、都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターで開催する説明会やウェブサイト等により、周知及び履行確保を図った。また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成及び配布、ポータルサイトへの掲載、駅貼り広告（733か所）、インターネット広告により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。

(3) 休暇取得の分散化の促進

キッズウィークを実施した地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した（2023年度1回、累計9回）。また、キッズウィーク取組事例（2023年度2事例、累計10事例）をポータルサイトに掲載し、情報発信を行った。さらに、国家公務員については、「令和5年度における人事管理運営方針」（令和5年3月内閣総理大臣決定）において、職員が家族の記念日や子供の学校行事等のプライベートの予定等に合わせて年次休暇を取得しやすい環境を整備するよう記載し、2023年度は同方針に基づき、各府省において年次休暇等の取得を促進した。

(4) ワークেশョン・ブレッジャー等の普及・定着

【再掲】第Ⅱ部第2章第3節2（1）

(5) 第2のふるさとづくり等の推進

【再掲】第Ⅱ部第2章第3節2（2）